

**学会情報**

**IFA 第3回アジア太平洋地域会合の様様**

税務大学校 研究部国際支援室 室長  
千葉雅英  
研究部 教授  
今成 剛

◆SUMMARY◆

2017年4月28日（金）から4月29日（土）にかけて、インドのニューデリーで IFA 第3回アジア太平洋会合が開催された。

今回合合では、本合合とワークショップを合わせ。九つのテーマが取り上げられ、報告や討議が行われた。

今回の合合には、税務大学校研究部から、千葉雅英国際支援室長、今成剛教授が参加した。本稿は、両者が協力して作成したものである。

（平成 29 年 12 月 26 日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本学会情報については、学会における報告等の内容を執筆者が翻訳し、記述したものであり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

はじめに	140
議題 1 : 税に関する透明性と情報交換 : FATCA 及び CRS を中心として	141
議題 2 : 無形資産及び利益分割法—実務における適用	147
議題 3 : アジア太平洋地域の税務当局者によるパネル (BEPS の執行に対する方針及びこれまでの状況)	150
議題 4 : BEPS 防止措置実施条約—世界的調和及び執行	155
議題 5 : アジア地域における一般的租税回避否認規定の導入と強化	159
議題 6 : PE 及びモデル条約第 5 条の改定と各国又は地域における適用	163
議題 7 : アジア地域における注目の話題	166
ワークショップ 1 : 支払利子の損金算入及びアーニングス・ストリップングルール ; 負債創出取引への影響並びに行動 2 及び 7、行動 4 及び 9 の相互作用	172
ワークショップ 2 : IFA 若手会員による演習	177

はじめに

IFA (International Fiscal Association) 第 3 回アジア太平洋地域会合は、2017 年 4 月 28 日及び 29 日の両日にインドニューデリーにおいて開催された。参加登録者数 (税務当局からの参加者を除く。)は 165 名であった。

税源浸食と利益移転 (Base Erosion & Profit Shifting : BEPS) のミニマムスタンダードに係るピアレビューが開始し、BEPS 防止措置実施条約 (MLI) の調印を 6 月 7 日に控え、今年中には共通報告基準 (Common Reporting Standard : CRS) に基づく自動的情報交換 (Automatic Exchange of Information : AEOI) が開始される状況の中、議題はこれら及びこれらに関連する事項に係る制度及び執行に集中した。参考ウェブサイトは、<http://www.ifaindia.in/>。

今回の地域会合には、パネリストとして国税庁国際業務課池田義典課長、平川雄士弁護士 (長島・大野・常松法律事務所)、吉村政穂教授 (一橋大学)、松原有里教授 (明治大学大学院)、主催者として IFA アジア太平洋地域会合会長南繁樹弁護士 (長島・大野・常松法

律事務所) が出席した。

また、税務大学校研究部から千葉雅英国際支援室長、今成剛教授が参加し、以下の報告を分担して作成したものである。

**議題 1 : 税に関する透明性と情報交換 :**  
**FATCA 及び CRS を中心として**  
 [Subject 1: Transparency and Information  
 Exchange; Focus on FATCA and CRS]

〔議長及び討論者等〕

Chair :

Stef van Weeghel (PWC, Netherlands)

Panelist :

Michael Olesnick (KPMG, Hong Kong)

Robert Desax (Walder Wyss Ltd.,  
 Switzerland)

T.P. Ostwal (T.P. Ostwal & Associates,  
 India)

Ted Tae-Gyung Kim (Lee & Ko,  
 Republic of Korea)

Maikel Evers (OECD, France)

**【議題 1 の概略】**

今日、納税者が海外に保有する資産に関する情報交換の仕組みは、各国の実務家共通の関心事項となっている。

この議題では、米国の外国口座コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act : FATCA) 及び CRS のポイント、議長国であるインドにおける国内手続の状況及び情報交換が困難な事例の紹介、各国の実務家が関心を寄せるスイスの状況が説明されたほか、納税者のプライバシーに関する懸念事項について議論された。

**1. 広い視点から税に関する透明性と情報交換を考える**

FATCA 及び CRS は、実務家にとって関心の高い事項であり、個人がオフショアに保有する資産と所得に関して影響を及ぼすと考えられている。個人の預金口座に関する情報が外国の税務当局に提供されること、それだけをもって、情報が提供された個人に対して課

税が行われることを意味するものでも、過去にはコンプライアンスが高かった納税者が、現在はコンプライアンスが低くなったことを意味するものでもないが、税務当局は提供された情報を丹念に分析すると予想されている。

更に、税に関する透明性は法人に対しても影響を与えることとなり、例えば、BEPS 行動計画の下では、国別報告書、Tax Ruling、移転価格に関する事前確認などの情報交換が提案されている。個人と同様に、情報が提供されたことをもって、税金を支払わなければならないことを意味するものではないし、違法行為を実行したことを意味するものでもないが、税務当局にとって国境を跨ぐ法人の事業活動に関するタックスプランニングはより透明性の高いものになることが予想される。

OECD は、各国の税務当局が情報交換を円滑に行うために CRS を示し、更には、各国の税に関する透明性のコンプライアンスを向上させるため、ピアレビューを行うこととしている。

租税条約に基づく情報交換以外の有益な情報交換制度として、マネーロンダリングが疑われる取引の報告制度がある。マネーロンダリング対策の趣旨からすると、海外における脱税は報告対象であり、報告義務者は、金融機関のほか、カジノ事業者、信託受託者、両替商、弁護士、会計士など FATCA 及び CRS に比べて広範囲にわたる。マネーロンダリング対策を推進する国際機関であるマネーロンダリングに関する金融活動作業部会 (Financial Action Task Force on Money Laundering : FTAT) は、マネーロンダリングが疑われる取引を登録するための国際標準を設定しているが、登録された情報を国家間で自動的に情報交換する制度が未整備である点が問題である。

香港の高級住宅街の様子が紹介され、多くの高級住宅街が、夜になっても明かりがつかなく、真っ暗なままで、人が住んでい

る様子がうかがえないことから、生活するためではなく資金を隠す目的で購入されたと考えられている。

海外の所有者が香港に銀行口座を開設している場合には、CRSに基づく自動的情報交換の対象として所有者に関する情報が交換されることになるが、銀行口座が開設されていない場合には対象とならないことから、将来は、不動産の真の所有者、法人の実質的支配者、信託の真の受益者に関する情報交換が、更には、金地金、ダイヤモンド、高級車などの情報交換が行われることに期待が寄せられている。

## 2. FATCA と CRS の概要

### (1) FATCA と自動的情報交換

アメリカは、国外を利用した租税回避に直面しており、結果として約1千億ドルの租税歳入が失われており、これをきっかけに、FATCA 及び特定外国金融資産の報告様式 (Statement of Specified Foreign Financial Assets : Form8938) による国外資産の申告制度が導入された。FATCA によって、金融機関は、アメリカの個人あるいはアメリカの個人が支配する事業体が保有する口座の情報を提供することを内容とする契約を IRS と締結しない場合、アメリ

カを源泉地とする支払に対して 30%の源泉徴収が行われることになり、一方、アメリカの個人は、Form8938 によって国外銀行口座及び国外資産を報告することとなった。

### (2) CRS に基づく自動的情報交換

CRS に基づく自動的情報交換においては、①金融機関は、報告対象となる個人が保有する口座、報告対象となる個人が支配する事業体が保有する口座及びそれらの事業体を究極的に支配している個人について報告し、②金融機関には、究極的所有者を特定するためのデューデリジェンスの実施が求められ、③金融機関から報告された情報は、二国間条約または多国間条約に基づき権限ある当局 (Competent Authority) を通じて相手国に提供されることとなる。

100 カ国・地域が CRS に基づく自動的情報交換を実施することとしており、2017 年又は 2018 年までに実行することとしている。

### (3) アメリカにおける報告義務—Form8938 と国外銀行及び金融口座の報告 (Foreign Bank Account Report : FBAR)

アメリカの納税者は、Form8938 を提出するのに加え FBAR に基づく FinCEN Form114 の提出も必要とされている。

### Form8938 と FinCEN Form114 の対比

	Form8938	FinCEN Form114
報告基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合計資産価値 5 万ドルを超える場合。</li> <li>・結婚して合算申告を行う個人の場合は 10 万ドルを超える場合。</li> <li>・外国に居住する者の場合は 20 万ドルを超える場合。</li> </ul>	歴年中に金融口座の合計価値が 1 万ドルを超えた場合。
報告期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書は確定申告書に添付して提出。</li> <li>・報告期限は確定申告書の提出期限に同じ。確定申告書と同様に期限の延長も適用される。</li> </ul>	4 月 15 日まで (6 ヶ月の自動延長により 10 月 15 日まで)。

罰 則	報告漏れの場合、1 万ドルまでの罰金及び報告漏れに対する IRS の通知後、30 日毎に 1 万ドルが加算。罰金の最高額は 6 万ドルであり、刑事事件上の罰金が課される場合もある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民事上の罰金は、物価の上昇に応じて毎年調整される。</li> <li>・2016 年 8 月 1 日以前の民事上の罰金は、意図的でない場合 1 万ドルまで、意図的である場合、10 万ドルか口座残高の 50%のいずれか高い金額であり、刑事事件上の罰金が課される場合もある。</li> </ul>
-----	--	--

2012 年 6 月 26 日、IRS は非居住者であるアメリカ納税者の報告手続について発表した。内容は、国外に居住するアメリカ納税者で、連邦所得税申告書あるいは FinCEN Form114 を期限までに提出しなかった納税者は、過去 3 年間の連邦所得税申告書及び過去 6 年間の FinCEN Form114 を提出しなければならないとするものである。

(4) インドにおける国内手続

インドは、2012 年から所得税法に基づき所得税申告書の提出とともに国外資産を報告する制度を導入した。主な報告すべき事項は次のとおりである。

- ・外国銀行口座の詳細（受益権を有する口座を含む）
- ・国外の事業体に対して有する持分の詳細（受益権を含む）

- ・国外に所有する不動産の詳細（受益権を有する不動産を含む）
- ・国外に所有するその他の資本的資産の詳細（受益権を有する資産を含む）
- ・納税者が署名権限を持っている口座の詳細
- ・納税者が受託者、受益者、委託者となっている国外の法律に基づき設置された信託の詳細

国外資産の報告は、2015 年度財政法案（Financial Act 2015）によって、所得が 0 であっても所得税申告書の提出及び国外資産の報告が必要とされることとなった。

また、2015 年にブラックマネー法が導入されたことにより、所得税申告書を提出しなかった場合または報告漏れの国外資産があった場合には、100 万インドルピーの罰金が課される場合がある。

(5) 情報交換に関する世界的な状況

項目	参加国数
情報交換に関する Global Forum	1 3 3 カ国
自動的情報交換の実施を約した国	1 0 1 カ国（パナマが 2016 年 5 月に同意）
金融口座情報の自動的情報交換のための多国間の権限ある当局間の協定（The Multilateral Competent Authority Agreement on Automatic Exchange of Financial Account information : MCAA）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9 4 カ国</li> <li>・5 6 カ国が 2017 年 9 月までに自動的情報交換を開始（インド、韓国、BVI、ケイマン、キプロスを含む）</li> <li>・3 8 カ国が 2018 年 9 月までに開始（スイス、中国、香港、日本、マレーシア、シンガポール、モーリシャス）</li> </ul>

(6) CRS と FATCA の相違点

項目	CRS	FATCA
関連者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業体が別の事業体を支配している場合、あるいは、2つの事業体が共通の支配下にある場合、その事業体は別の事業体の関連事業体である。</li> <li>・ 支配には、事業体の議決権及び価値の直接又は間接の所有割合が 50% を超えるものを含む。</li> </ul>	議決権又は事業体の価値の直接又は間接の所有割合が 50% を有する場合、支配要件を満たす。
既存口座に関する基準金額	合計残高が 25 万ドルを超える場合に報告対象となる。	合計残高が 100 万ドルを超える場合に報告対象となる。
生年月日	報告対象となった個人の生年月日及び出生地を報告する。	納税者番号が不明な場合、既存の口座については生年月日を報告する。
報告を行う金融機関	金融機関の所在地に基づき決定される。	金融機関の所在地または金融機関が組織された管轄地域、あるいは、その両方に基づき決定される。
報告の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告対象国の居住者は報告対象国民と考えられ、通常、居住地は税務上の居住地を意味する。</li> <li>・ 事業体が課税上の居住地を有しない場合には実質支配管理地により判断することとされている。</li> </ul>	政府間合意モデル 1 において、報告の対象者となる US person は、米国民と米国居住者と定義されている。

(7) スイス問題の背景

スイスの銀行秘密保護に関するポリシーは、2009 年以降、OECD モデル型情報交換規定を含む租税条約が導入されたことにより世界各国から注目を浴びることになった。その後、2013 年には租税条約に関する国内法が施行され<sup>(1)</sup>、2014 年の改正によりグループクエストへの対応に関する規定が設けられた。また、MCAA への署名、100 行を超える銀行による顧客情報の提供に関するアメリカ司法省との取決めが行われるなど、銀行秘密に関わる状況は大きく変化してきた。

最近、盗難された情報を基にした情報提供要請への対応、要請された情報と要請した国の税との関連性、情報提供要請を受けた際の納税者に対する事前通知が注目されている。

盗難された情報を基にした情報提供要請への対応に関して、スイス連邦税当局は、情報提供要請がスイスの金融機関から盗まれたデータと関連を有する場合には、原則的に情報提供を拒否する立場をとっている<sup>(2)</sup>。しかし、スイスの銀行のフランス子会社からフランス人従業員によって盗まれた情報に基づいてフランス税務当局が行った情報提供要請について、スイス最高裁判所は、フランスにおけるフランス人によるデータの盗難は、スイス刑法の適用範囲外であり、それゆえ、当該盗難されたデータに基づく情報提供要請は認められるべきであると判決した<sup>(3)</sup>。

要請された情報と要請した国の税との関連性についても、スイス最高裁判所の判決が出ている。フランス税務当局が、フランスに子会社を有するスイスのグループ企業

に関し、フランス子会社に関する情報に加えスイス法人の財務情報・申告内容についても提供を要請してきた。スイス法人は、スイス法人の財務情報・申告内容はフランスにおける課税と関連を有していないと主張したが、スイス最高裁判所は、スイス法人に対するスイスにおける課税に関する情報は、フランス税法に基づき国外における課税を決定するのに必要であると判決した。

情報提供要請を受けた際の納税者に対する事前通知に関し、スイス連邦税当局は、要請を受けた際に対象となった納税者に対して、要請があったことを通知することになっている。例外は、納税者に対する事前通知によって要請国における調査の成功が

危険にさらされる恐れがある場合であり、その場合、要請国は納税者への通知を情報提供後に実施するよう依頼することができるとされている。また、スイス連邦税当局が情報提供を承認した場合、納税者は 30 日以内に裁判所に対して異議を申し立てることができる。しかし、納税者の異議申し立てが認められる場合は、わずかである。

スイスの要請に基づく情報交換件数は、下の表のとおりであり、2016 年の件数が急増している理由は、ドイツ税務当局がドイツ国内で押収したデータに基づくドイツとフランスからのグループリクエストが含まれているためである。

スイスの要請に基づく情報交換件数（出典：スイス連邦税当局） (件)

年 度	2011	2012	2013	2014	2015	2016
情報提供要請を受けたもの	370	1,499	1,386	2,791	2,623	66,553
情報提供要請を行ったもの	1	2	6	2	39	11

### 3. 情報交換に関する事例紹介

インドのパネリストより、租税条約または情報交換協定が締結されていないことから、

情報収集が困難であった二つの事例が紹介された。

#### ○事例 1



インド居住者

所有者

**ABC Co.  
(Panama)**

所得税申告書  
における開示  
は無かった。

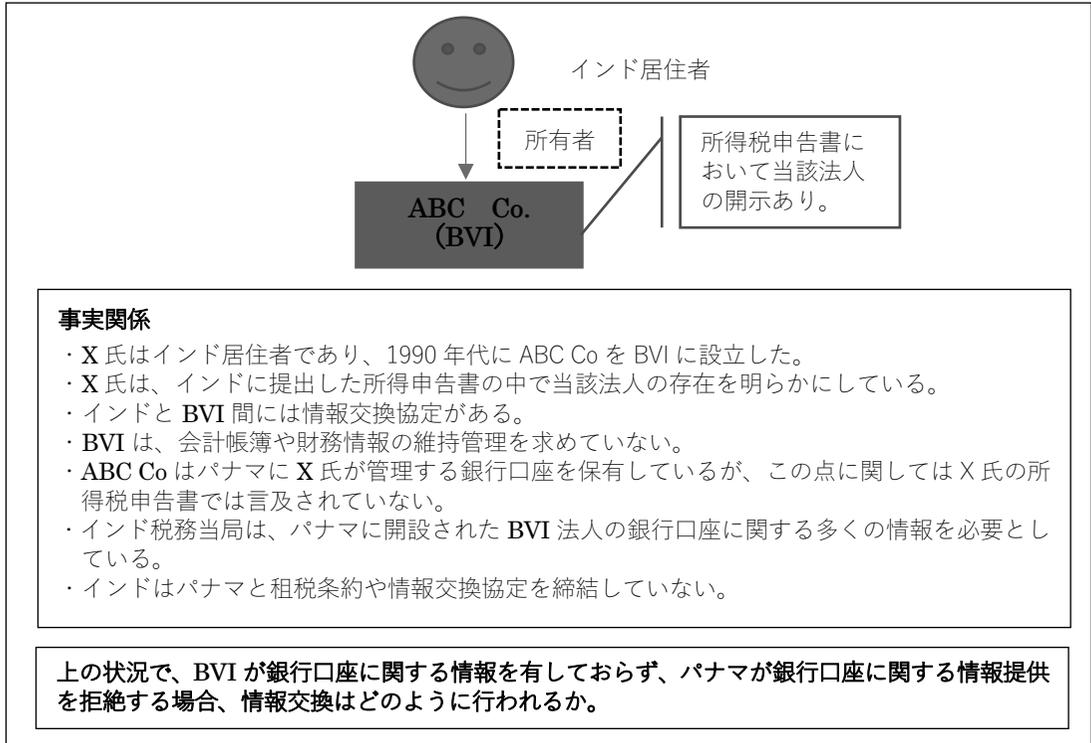
ABC Co に関する情報は、新聞記事等から収集した。

**事実関係**

- ・ X 氏はインド居住者であり、1990 年代に ABC Co をパナマに設立した。
- ・ 今日まで、X 氏は、インドに提出した所得申告書の中で当該法人に関する情報に何一つ言及していない。
- ・ 最近になって、当該法人の存在は、複数の新聞紙上で明らかにされ（パナマリークス）、インド税務当局の知るところとなった。
- ・ インド税務当局は、当該パナマ法人に関する更なる情報の入手を模索している。
- ・ インドはパナマと租税条約や情報交換協定を締結していない。

上の状況で、情報交換はどのように行われるか。

○事例 2



4. プライバシーに関する事項

香港のパネリストより、高度に複雑化したタックスプランニングや租税回避スキームに対抗するために、税に関する透明性の促進は大きな意義を有するが、情報を受領した国が適切な情報コントロールメカニズムを持っていない場合でも情報提供を拒否することは難しいことから、多くの情報が集まったときに、いかに個人情報保護するかが重要であるとして、三つの問題が指摘された。

1点目は不適切なデータ利用の可能性である。情報を受領した国が、受領した情報を税目的以外の目的に利用する恐れがあるとする指摘があった。

2点目は情報漏えいの危険性である。例えば、金融機関からの情報入手に関与した税務職員からの情報漏えいの防止策やハッキングによる情報漏えいの防止策が手当てされているかと言う問題であり、OECDに

よる各国のデータ情報保護能力に関する評価をどこまで安心して受け入れることができるかと言う問題が存在するとする指摘があった。

3点目はデータが犯罪分子に売却される危険性である。特に、ラテンアメリカの国々、アジアの幾つかの国々に関する懸念であり、データを受領した国の税務職員が漏らした情報が、誘拐やゆすりを行う犯罪分子に流れる危険性が存在するとする指摘があった。

5. OECDの最近の情報

OECDのパネリストより、OECDの最新の状況に関して、情報交換における標準的なデータ転送システムの開発状況、租税に関する相互行政支援に関する条約への各国の署名状況、CRSに関する各国の動向については、OECDのウェブサイトから確認できるとの説明があった。

また、BEPS行動計画と情報保護に関し

て、行動計画 5 におけるタックスルーリングの情報交換、行動計画 13 における国別報告の情報交換は、いずれも法人にとって情報保護の観点から関心の高い事項であり、各国共通の枠組みの中で交換することとなるとの発言があった。

## 議題 2 : 無形資産及び利益分割法—実務における適用

[Subject 2 : Transfer Pricing: Intangible and Profit Split – Application in Practice]

〔議長及び討論者等〕

Chair : Mukesh Butani (BMR Legal, India)

Panelist :

Kyung Geun Lee (Yulchon,

Republic of Korea)

Ichwan Sukardi (KPMG, Indonesia)

Yushi Hegawa (平川雄士) (長島・大野・常松法律事務所、日本)

Paul Sokolowski (Arnold Bloch Leibler,

Australia)

### 【議題 2 の概略】

OECD ガイドラインの改定が実務に与える影響に関して各国のパネリストより説明があった。

各国の国内法は、BEPS プロジェクトにおける 2015 年報告書に沿って整備が進められているが、利益分割法 (Profit Split Method : PS 法)、取引単位営業利益率法 (Transaction Net Margin Method : TNMM) の適用には各国とも課題を抱えており、国別報告書 (CbC レポート) によって納税者及び税務当局双方の主張が裏付けられることを期待する向きの発言もあった。

## 1 無形資産—OECD ガイドラインの改定について —各国の経験—

### (1) 無形資産の定義

#### イ 豪州

基本的に OECD ガイドラインに沿った規定を置いている。2010 年の改定に対してそうであったように、BEPS プロジェクトにおける 2015 年報告書に対しても同様の対応を行っている。

ロ 日本

以前から広範な解釈を無形資産に対して行っており、2015年報告書によって大きな変更が加えられるとは思われない。

ハ 韓国

OECDガイドラインと国内法のバランスに配慮した執行を行っている。ロイヤリティの外国への支払いが大きいゆえに、国税当局はロイヤリティ支払いを精査する傾向にある。

ニ インドネシア

無形資産に係る支払いについて、外国親会社に対する利益の償還とする取り扱いがある。

ホ インド

修正92B条による無形資産の定義は、OECDのものより広い。2013年に発行された研究開発(R&D)センターに係る通達は、OECDのガイダンスに沿ったものとなっている。

(2) 無形資産に係る税務上のリスク

イ 豪州

シンガポールにハブをおいて事業を行っている鉱業法人等は、移転価格に関し赤信号か青信号かの判断を求められるなど、課税リスクにさらされている。

ロ 韓国

リスクは大きい。コストシェアリングや文書化規定が導入され、税務当局の審査は強化されている。無形資産について具体的な指針はないが、過大な広告宣伝費やマーケティング費用の支出にはリスクがある。

2 利益分割法—OECDガイドラインの改定—利用と実務への影響—

(1) 豪州

OECDの取り扱いを超える事例はない。裁判所の判断によって明確化されると思えず、OECDの作業が期待される。

(2) 日本

以前、残余利益分割法(Residual Profit Split Method: RPSM)の適用は一般的であった。問題は、何が利益分割のキーとして適当であるかであるところ、親子にそれぞれのR&D費用が用いられていたが、実務的な観点からそれだけで適切な分割となっているかについて疑問がある。子会社の活動に着目して調達コストの削減や顧客との良好な関係構築などによる資産化にも配慮すべきである。

(3) 韓国

利益分割法は一般的な手法ではない。理由は、韓国では調査を6か月以内に終了しなければならず、税務当局にとって利益分割法の適用は納税者の積極的な協力なしには困難だからである。相互協議手続(Mutual Agreement Procedure: MAP)での主張や事前確認(Advance Pricing Agreement: APA)においてはいくつもの適用例がある。MAPにおいては結果利益を用いる。APAは予測利益を用いる。費用分担取極め(Cost Contribution Arrangement: CCA)に関しては、結果が予測の20%を超えた場合は、調整され得る。CbCレポートが入手可能になり、数年後には税務当局が資料を蓄積して利益分割法の適用に積極的になるかもしれない。

(4) インドネシア

資本輸入国であり、無形資産に関しては、支払いが主流である。支払いにはロイヤリティやノウハウの使用料など様々であるが、投資回収としてすべての支払いの損金性を否認するような攻撃的な税務執行を行う。文書化が明確化され、的確な文書化を行えば、無形資産の存在の主張も可能となるかもしれないが、現状は法的な登録を基に考えている。また、適切に争える環境が整っていないという問題もある。

### 3 TNMMに代わる利益分割法の適用

#### —実務的な手法として—

#### (1) インド

マーケティング無形資産に関して、税務当局部内向けの非公開の独立企業間価格 (Arm's Length Price : ALP) 算定に係るガイダンスが発出されている。それによれば、広告宣伝費及びマーケティング費用については、独立価格比準法 (Comparable Uncontrolled Price Method : CUP 法) が推奨されている。また、納税者は販売機能に対しては再販売価格基準法 (Resale Price Method : RP 法) を好むが、高度な開発、改良、維持、保護、使用 (Development, Enhancement, Maintenance, Protection and Exploitation : DEMPE) に係る機能に従事する納税者には適さず、機能と管理の組み合わせ、継続性、一貫性の証拠があり、無形資産が形成されている証拠があるときは、利益分割法の適用が妥当かもしれないとしている。しかしながら、インド歳入当局は広告宣伝費及びマーケティング費用 (Advertisement, Marketing and Promotion : AMP) に係る国際取引の問題に対する最高裁の判断を待っているところである。

#### (2) 豪州

PS 法の適用は一般的ではない。税務当局がより洗練された方法で複雑なサプライチェーンの分析ができるようになれば、徐々に PS 法の適用も増えるかもしれない。6 か月で調査を終結するという時間的制約と OECD ガイドラインに従った手法に優先順位がないということも要因の一つと考える。また、OECD ガイドラインに沿った執行を行っているので、OECD が無形資産に対する方向性として利益分割法の適用を示しており、ゆっくりとその方向に向かうものと思われる。

#### (3) 日本

PS 法を適用するか TNMM を適用するかという問題であるが、現地子会社が単なる製造法人で価値ある無形資産を有しておらず、親会社が世界的なリスクを負担しているような場合は TNMM が適用される。現地子会社が価値ある無形資産を有している場合は、RPSM が適用される。執行の初期の段階で税務当局は RPSM の適用を好んだが、できるだけ親会社の利益を大きくしようとするなど多くの問題を抱えていた。問題の一つに、現地子会社に対する現地の税に対するインセンティブの取り扱いがある。税務当局は、親子間取引に関連してこのインセンティブから生じた利益は、その地を選択したなど親会社の適切な判断により生じたものであり親会社に帰属すべきと主張した。これは奇妙な主張で、この利益は残余利益の問題というより、子会社の基本的利益の問題である。子会社と同様の状況にある会社が、このインセンティブから生じている利益を享受しているか否かという比較可能性の問題である。裁判所は、これを比較可能性の問題として扱い、子会社の基本的利益であって親会社に帰属すべき残余利益ではないと判断した。

#### (4) 韓国

TNMM がもっとも用いられる手法である。しかし、PS 法が適切な事例もある。外国法人と韓国法人が JV として韓国で事業を行っていたが、韓国法人が JV 持分の売却を試みた。JV 法人は無形資産を醸成し有しており、そのような場合においては、PS 法の適用が適切である。

### 4 直面している問題

#### (1) 豪州

英国の改正にならって迂回利益税 (diverted profit tax) の執行を開始した。Economic Substance がある場合は適用が

排除される。移転価格との関係において、その範囲の問題など難しいエリアである。

(2) 日本

もう一つの実務上の問題は、MAP の効果についてである。日本親会社現地子会社という場合において、中国国家税務総局 (State Administration of Taxation : SAT) に移転価格課税を行われるケースがある。攻撃的な課税であっても MAP が機能し二重課税が排除されればまあよいのだが、そのような状況にはない。SAT との交渉は非常に困難で、比較対象について良い結論に到達しない。親会社の代理人として、このような状況の改善が望まれるところである。

(3) 韓国

外国の投資銀行の事例を紹介する。外国の投資銀行が税務当局とユニラテラル APA の交渉を行っており、利益分割法が用いられている。取引が複雑で高度に統合されており、比較対象を見出すのが困難な状況である。取引参加者について実際のコストをキーとして収入を分割するものである。今後とも興味深いエリアである。

(4) インドネシア

マスターファイルが昨年採択され、今年から提出される。マスターファイルにおいて、無形資産の存在や、無形資産に係る支払いなどの説明が要求されることになる。

(5) インド

今日の議論の考察として、APA において、統合された事業への PS 法の適用は有効と言えるのかもしれない。投資銀行の事業のように多くの税務当局が関連する場合には正当化される。インドでは、PS 法の適用は一般的ではない。

**議題 3 : アジア太平洋地域の税務当局者によるパネル**

(BEPS の執行に対する方針及びこれまでの状況)

[Plenary3 : Panel of Revenue Officers of the AsiAPacific Countries

(BEPS Implementation – Status and Initial Experiences)

〔議長及び討論者等〕

Chair : Akhilesh Ranjan

(Ministry of Finance, India)

Moderator : Kuntal Dave

(Nanubhai Desai & Co., India)

Panelist :

Yoshinori Ikeda (池田義典)

(国税庁、日本)

Wahju K. Tumakaka (Central Jakarta

Regional Tax Office, Indonesia)

Chang Mok Han (National Tax Service,

Republic of Korea)

Abu Tariq bin Jamaluddin (Inland

Revenue Board, Malaysia)

**【議題 3 の概略】**

各国の BEPS 行動計画の執行に対する方針及びこれまでの執行状況について、主催者からの質問に対してパネリストが回答する方式で議論が進められた。

BEPS 行動計画は、各国が足並みを揃えることによって効果を発揮するとの意見のほか、国内の総合的な政策が税に関する国際的な協調よりも優先されるとする意見もあった。

**1 取引及び税の競争**

(1) 日本

イ 主催者からの質問に対するパネリストの回答

**主催者からの質問 : BEPS 行動計画が**

アジア太平洋地域にどのように関連するか。

**パネリストの回答：**日本は BEPS 行動計画の実施を強くサポートしている。国際的な二重非課税を避けるために有効な手段であり、資本輸出国・資本輸入国双方に win-win の関係を生む。アジア太平洋地域の国々にとっても有益である。本日のパネリストのインド、韓国、インドネシアは BEPS プロジェクトをリードしてきた。マレーシアは新規参加の重要国である。

**主催者からの質問：**BEPS の導入が課税の確実性、二重課税の排除をもたらすか。

**パネリストの回答：**課税の確実性のためには、各国の協調した実施が重要。二重課税の排除のためには、ピアレビューによるモニタリングが重要である。

**主催者からの質問：**導入までの間の国境を超えた税に関する争いの増加に対し、どのように対応するか。

**パネリストの回答：**二重課税の排除は重要。BEPS プロジェクトは、行き過ぎたスキームに対する国民の反感から広い支持を得てきた。公正な納税者に対して、BEPS 行動計画によって二重課税を招くべきではなく、行動 14 (相互協議の効果的実施) は重要である。現在、多くの MAP ケースが存在し、行動 14 のミニマムスタンダードに係るピアレビューが既にスタートしている。日本は行動 14 報告書で仲裁条項にコミットしている 20 ヶ国の一つである。

ロ BEPS プロジェクト (ミニマムスタンダード) 及び CRS の執行についての日本のスタンス

(イ) 行動 5 有害税制への対抗

知的財産に係る新たな基準に照らして、日本には有害税制は存在しない<sup>(4)</sup>。

ルーリングに係る情報の強制的交換について、日本は 2016 年 6 月からユニラテラル APA に関して情報交換を開始している。

(ロ) 行動 6 租税条約の濫用防止

租税条約における濫用防止規定 (主要目的テスト (Principal Purpose Test : PPT) 又は 特典制限条項 (Limitation on Benefit : LOB)) の導入について、日本は BEPS プロジェクト開始前から近時の租税条約に織り込んできている。また、行動 15 の BEPS 防止措置実施条約 (MLI) に参加すると予想している。

(ハ) 行動 13 多国籍企業の企業情報の文書化

CbC レポートの自動的情報交換について、2016 年 1 月に CbC レポートの交換に係る多国間権限ある当局合意 (Multilateral Competent Authority Agreement on the Exchange of Country-by-Country Report: CbC MCAA) に署名し、同年 3 月に法改正を行った。2016 年 4 月 1 日以後開始する事業年度について、納税者は 2018 年 3 月に 2016 年分を国税庁に提出し、国税庁は 2018 年 9 月末までに他国の権限ある当局と情報交換を実施する。

日本の文書化規定は、BEPS 行動 13 に対応する 3 種類の文書からなっている。

多国籍企業の究極の親会社である日本企業で、前年のグループ売上が 1 千億円を以上のものは、e-Tax を通じて、①究極の親会社に係る通知、②CbC レポート、③マスターファイルを提出しなければならない。

スムーズな執行のために必要な情報を広く納税者に公開している。

(ニ) 行動 14 相互協議の効果的実施

BEPS プロジェクト以前からミニマムスタンダードに従った執行を行っている。FTA-MAP フォーラムのピアレビューに参加しており、また、強制的仲裁の条文案を含む行動 15 の MLI に参加する予定である。

行動 14 の報告書は、ミニマムスタンダードとして、仲裁に対する立場の表明を求めているが、日本は既に 13 の租税条約において仲裁制度を規定している<sup>6)</sup>。

(ホ) 共通報告基準 (Common Reporting Standard : CRS) に基づく自動的情報交換

非居住者が保有する金融機関口座に係る情報の自動的交換について、2015 年 3 月に CRS のための法改正を行った。2015 年 10 月に自動的情報交換に係る多国間権限ある当局合意 (Multilateral Competent Authority Agreement on Automatic Exchange of Financial Account Information: CRS MCAA) に署名した。2017 年 1 月から法が施行され、金融機関は収集した情報を 2018 年 4 月末までに国税庁に報告し、国税庁は 2018 年 9 月末までに他の権限ある当局と CRS に係る情報を交換する。

日本及びマレーシアは 2018 年に CRS に係る情報交換を開始するとコミットしている。インド及び韓国は、2017 年までに開始するとしている。

スムーズな執行のため、関係機関と緊密に意見交換を行うとともに、金融機関や国民への必要な情報の提供に努めている。また、金融機関から国税庁への情報の提出には e-Tax を使用し、国税庁と外国当局との情報交換には、OECD が開発・運営する共通システム (Common Transmission System : CTS) を利用す

る。

ハ 4 つのミニマムスタンダード及び CRS に係るピアレビュー及びモニタリング

(イ) BEPS における行動

- ・行動 5 OECD CFA FHTP (Forum on Harmful Tax Practice) が実施。
- ・行動 6 OECD CFA WP1 が実施。
- ・行動 13 OECD CFA Ad hoc CbC Reporting Group が実施。
- ・行動 14 FTA (Forum on Tax Administration) MAP Forum が実施。

なお、行動 14 に係る日本に対するピアレビューは、2017 年 12 月までに開始される。韓国は 2017 年 8 月、インドは 2018 年 8 月、インドネシアは 2018 年 12 月までに開始される予定である。

(ロ) CRS

GF (Global Forum on Transparency and Exchange of Information for Tax Purpose) が実施。

(2) 韓国

BEPS に関しては、多くの点で日本と共通点がある。BEPS 前から税に関する多くの議論があるが、BEPS に関しても多くの議論がある。メディアや納税者も特に納税者の権利と透明性、納税者の負担に関して関心がある。ミニマムスタンダードについては、すべての国が同様に採択しないと、ネガティブな効果が生じる。ミニマムスタンダードについて、ピアレビューを予定している。

**主催者からの質問：**BEPS 導入移行期における国際間の紛争について、どのように対応しているか。

**パネリストの回答：**担当職員を増員し、時間短縮を図っている。

**主催者からの質問：**BEPS が実質を重視することに伴い、タックスプランニングに対する課税強化が行われるか。

**パネリストの回答：**“Substance over form”原則が法に規定されている。情報交換を利用し、データベースの分析を行い、タックスプランニングを検討する。

**主催者からの質問：**条約漁りはなくなるか。

**パネリストの回答：**誰も無くなるなどとは考えていないのではないかと。LOBやPPTを入れたとしても、“Substance over form”原則により条約漁りに対応していく。

(3) インドネシア

日・韓と違い、インドネシアは資本輸入国である。税務当局は、マクロポリシーに沿った税収確保のため積極的に課税を行っている。多国間執行共助条約に署名した。専門的知識の欠如、攻撃的な課税姿勢、税に関する争訟の増加といった問題に直面している。国際的な税に関する争訟において、自国の納税者を守るスタンスで臨むが、BEPS に関しては、同じ問題に取り組む side-by-side の姿勢で臨むべきである。国内のマクロポリシーを反映した政策、それに応じた税執行が、税における国際協調より優先される。

(4) マレーシア

BEPS 参加に当たり、行動5の「有害な税制への対抗」に対応する検討が行われている。

行動6に関しては、GAARに近いPPTのほうが、LOBより受入れ可能である。

また、行動14の「相互協議の効果の実施」にも取り組んでいる。

(5) インド

インドにも優遇税制は存在するが、行動5の有害な税制に該当する制度は存在しない。

2 BEPS 防止措置実施条約 (MLI)

(1) 韓国

**主催者からの質問：**MLI に対する貴国の対応は如何、MLI に対する懸念はあるか。

**パネリストの回答：**財務省は、MLI への参加をどうするか、参加する場合、いつ参加するかを検討している。6月7日のセレモニーに参加するか否かは未定。PPT を導入している租税条約はいくつもあるが、LOB の導入経験はない。PE に関しては現在でもアグレッシブに執行を行う国があるが、更なる争いを生むことを懸念している。紛争解決に関しては、強制的仲裁に関して経験に基づくベンチマークがなく、導入の判断がつきにくい。

(2) 日本

**主催者からの質問：**MLI に対する貴国の対応は如何。

**パネリストの回答：**現在二国間及び多国間条約を含め100を超える国・地域との間で条約等を締結しており、個別に再交渉して改定することは実質的に不可能。したがって、6月7日のセレモニーに日本が参加しないとすれば驚き。6月7日に多くの国が参加することを期待している。

**主催者からの質問：**物理的存在がない重要な経済的存在に対する PE 課税について、貴国の見解如何。

**パネリストの回答：**物理的存在がなく経済的に重要というだけでは、現行法及び条約においては PE を構成しない。

**主催者からの質問：**電子商取引に対して PE を認識するか。

**パネリストの回答：**クロスボーダーの電子商取引については、まず VAT により国内消費に対する課税が可能であることが国際的コンセンサス。2015年に、クロスボーダーの電子商取引に対する消費税の改正を行ったところ。

**主催者からの質問：**PE 帰属所得に係る

ガイダンスに何を期待するか。

**パネリストの回答：**現在 WP6 において作業中と認識。使いやすいものを期待するが、例えば、BEPS の包摂的枠組みの中には AOA 採用国も非 AOA 国もあり、必ずしも容易ではないと思料する。

(3) インドネシア

締結している租税条約のほとんどに MAP 条項は規定されている。実質を重視する慣習法の考え方と証拠を重視する大陸法の考え方の問題など解決には困難がある。

APA が増加しており、BEPS 対策の導入による更なる紛争増加も懸念される。

行動 7 による PE の定義の変更に関して肯定的で、条約の再交渉に前向きであるが、条約締結国が改定に応じるか懸念がある。

(4) マレーシア

条約濫用防止に係るミニマムスタンダードについては、GAAR の考え方に近い PPT の方が、LOB よりも受け入れやすい。

(5) インド

ミニマムスタンダードとなっていないので、どれだけの国が従うのかはわからないが、BEPS レポートの中で、行動 7 に関するものが最も重要な提案を含んでいる。

### 3 執行の透明性

(1) インドネシア

銀行の秘密を保持する法律がある。大統領主導で改革に乗り出したが、議会の抵抗などもあり改正に至っていない。CbC レポート及び EOI に係る取扱いも現在検討中である。

(2) 韓国

昨年、CbC レポートに係る規定を採択した。2017 年末に最初の報告が行われる。OECD のガイダンスに沿ったものである。自動的情報交換は、2018 年 6 月に初回が行われる。情報の取扱いは限定した職員によって行われ、高い守秘性を有している。

ピアレビューは今年開始される。各国が適切に行うことが重要であり、ピアレビューはそのための有効な手段である。

(3) 日本

情報交換に関し準備状況を問われれば、現在鋭意作業中ということ。

今年の 2 月現在で 100 の国・地域が CRS への参加を表明しており、インドと韓国は 2017 年中に最初の情報交換を開始し、マレーシアと日本は 2018 年中に最初の情報交換を開始する。

CbC レポートに関しては、行動 13 の報告書により、各国は昨年未までに国内法整備が求められ、今年の 6 月までに CA 合意の締結が求められている。

CbC レポートを入手し、使用するためには、守秘 (Confidentiality)、整合性 (Consistency)、適切使用 (Appropriate Use) の三つの条件がある。参加国によりこの条件が守られることが極めて重要であり、その遵守を強く訴えている。

(4) インド

透明性を満たすという動きを歓迎する。透明性を満たすということは、納税者のコンプライアンスを意味するだけでなく、税務当局の執行の更なる透明性を意味するものである。ルーリングの情報交換は、BEPS プロジェクトにおける有害税制への対抗の一つの手段であるが、税務当局に対しても、執行に透明性が求められるものである。

### 4 移転価格

(1) 韓国

関連者への無形資産の移転に伴う無形資産の価値の算定及び無形資産の使用に係るロイヤリティの算定という問題に直面した。このような場合、適切な比較対象が存在しない、評価を用いる際に様々な前提に係る議論が必要となる。

(2) 日本

無形資産は、一般に、現在のビジネスにおける利益の主要な源泉であり、多額の利益を生み、信頼できる比較対象取引を見つけることが困難という特徴がある。

こうしたことから、例えば、片側テストである TNMM による結果について、両側をテストする PS 法によってクロスチェックを行うことは有益と思う。

(3) インド

行動 8~10 に関して、PS 法に係るガイドダンスを心待ちにしている。

議題 4 : BEPS 防止措置実施条約—世界的調和及び執行

[Plenary4 : Multilateral Convention to Implement Tax Treaty related Measures to Prevent Base Erosion and Profit Shifting – Global Harmonization and Enforcement]

〔議長及び討論者等〕

Chair : Honorable Justice (Retired)

R.V. Easwar (India)

Moderator : Pranav Sayta (EY, India)

Panelist : Maikel Evers (OECD, France)

Shigeki Minami (南繁樹) (長島・大野・常松法律事務所、日本)

【議題 4 の概略】

OECD のパネリストより、G20 及び OECD メンバーが多国間条約の策定について採択した背景、ミニマムスタンダードに関して複数の選択肢があること、タイムライン、発行手続について、説明があった。

その後の質疑応答においては、PPT と個別濫用防止規定の優先順位、多国間条約の発効時期、ミニマムスタンダードの採用を確実にするための対応等について議論が行われた。

1 Multilateral Instrument (MLI) の概要

二重課税問題の発生から課税権の配分という最初の租税条約に至り、その考え方が今日まで引き継がれ、今日では3千を超える租税条約が締結されている。

所得が高課税国から低課税国へシフトし、高課税国の課税を浸食していることは、税の専門家の間では認識されていたが、2007年の経済危機以降、これが政治問題化し、G20 国及び OECD メンバーが共同で問題を分析し、整理し、15 の活動に区分し BEPS パッケージとして公表するに至った。

他方、執行可能性の問題の議論も並行して行われた。3千を超える租税条約をどのようにして修正していくのか、二国間で交渉するのか、修正のためのモデルプロトコルを策定するなどの案があったが、3番目の二国間租税条約を修正する多国間条約を策定する案を採択した。

BEPS パッケージで合意されたものの中で、租税条約の規定に関連するものを特定し、どのように条約を修正するか、必ず修正しなければならない項目は何かなどについて議論を行い、レポートにまとめた。この特徴は、100を超える国が参加して行われたものであること、数千の異なる二国間条約を修正し、異なる考え方を有するものを適合させていくこと、明瞭で透明性が高いものであること、英語とフランス語で書かれているということである。なお、言語に関しては、日本政府が日本語版を作るなど異なる言語に関しても予定されている。

異なる条約を適合させるために様々な柔軟性を取り入れている。

対象とする条約を特定することができる。ミニマムスタンダードの達成に複数の選択肢がある。ミニマムスタンダードではない条項や特定の条件を満たす条項については、留保することができる。既存の条約に規定があって、修正が必要な場合には、“in place of”を用い、“applies to”や“modifies”により修正をかける。規定がない場合は、“in the absence of”を用い、導入できるように規定している。

条約の規定に関連する四つの BEPS パッケージに含まれる行動がある。行動2、行動6、行動7、行動14であり、行動6と行動14はミニマムスタンダードを含む

MLI はパート1からパート7までで構成されており、パート1と7を読み込むことで、全体の構成が理解でき、それからパート2から6の個別事項を定めた条項を

んでいく。

ミニマムスタンダードの行動6はパート3に、行動14はパート5に規定されている。

ミニマムスタンダードの行動6はパート3に規定されているが、対象となる租税条約の序文において、既に当該規定に相当する表記あるいはそれ以上の表記がなされている場合は、留保できる旨記述することが認められている。また、経済的関係の開拓や税に関する協力の強化を望む旨を記述することもオプションとして認められている。

行動6に係るミニマムスタンダードとしては、PPTのみ、PPT及び簡素版特典制限規定(LOB)との両方、又は厳格版LOB+導管取引防止規定のいずれかを規定することとしているが、MLIにおいては、上記に対して、他の方法によるミニマムスタンダードの達成、既存のPPTの適用、既存の簡易版LOBの適用といったオプションが用意されている。

## 2 マッチングプロセスについて

行動7はミニマムスタンダードとされていない。したがって、MLIにおいては、主たる規定として、オプションAとしてモデル条約5条(4)の適用、オプションBとしてモデル条約5条(4)のコメンタリーパラグラフ30.1の適用、代替規定、留保規定として、行動7に係る規定全体を適用しない、特定の条約には適用しない、機能分散(fragmentation)規定は適用しないことが規定されている。

そして、各国はどのオプションを適用するか通知することになる。通知により、どの条約に対してどのオプションを適用するかを示す必要がある。

相手国とオプションの選択が一致した場合は、当該条約はMLIによりカバーされる条約となる。

当該通知内容のマッチングは、リストの内容をデータベース化し、ソフトウェアを開発し、システムにより自動的に行われる。

### 3 タイムライン

2016年からテクニカルレベルの意見交換を実施し、参加した国のポジションは把握されている。国内の準備を完了した国がパリで4日間行われたスピードマッチングイベントに参加し、300を超える条約に関して議論が行われ様々な問題を解決した。準備ができた国は、6月7日にパリで行われるセレモニーに参加し署名する。各国のドラフトポジションが開示される。ドラフトポジションは各国の批准手続において変わる可能性はある。

### 4 発効に関して

A国が批准の終了した文書を寄託する。A国にとっては、当該MLIが発効する。A国の二国間条約締結相手国であるB国が批准の終了した文書を寄託する。B国にとって当該MLIが発効する。A国とB国の間の対象条約について、当該MLIによる選択や留保に基づく修正が効力を有することとなる。多くの国が2018年には、国内の批准を完了するものと考えている。

### 5 パネリストからの質問に対するOECDの回答

**パネリストの質問:**「居住者」について、相互協議によって決着するというのは、デフォルトルールではないとの理解でよいか。相互協議による決定は不確実性をもたらさないか。

**OECDの回答:** デフォルトではあるが、ミニマムスタンダードではないので、留保を置くことは可能である。

**パネリストの質問:** PPTルールは、他の個別の濫用防止規定を適用した後に、適用

されるとの理解でよいか。

**OECDの回答:** PPTと個別濫用防止規定、例えば、anti-fragmentation<sup>(6)</sup>などが両方とも適用可能な状況であれば、いずれを適用するかは税務当局のオプションによる。

**パネリストの質問:** インドは最近現存する投資に対するgrandfathering provision<sup>(7)</sup>を含むシンガポール、モーリシャス、キプロスとの条約に署名した。また、インドはミニマムスタンダードである濫用防止規定に留保を置くことなくMLIに署名するであろう。その場合、grandfathering provisionへの影響はあるか。

**OECDの回答:** 国内法によるだろう。裁判所がそれに答える最適の場所かもしれない。

**パネリストの質問:** PE逃れに関して、“cohesive business operation”<sup>(8)</sup>などの主観的解釈により争いの種となる表現が含まれているのではないか。

**OECDの回答:** 行動7の報告書に既に表わされているし、必要であれば、2017年版のモデル条約のコメンタリーにも搭載される。

**パネリストの質問:** 何ヶ国位のMLIへの参加が見込まれるか。

**OECDの回答:** 話し合いには、およそ100か国が参加しているが、わからない。

**パネリストの質問:** MLIが発効をもつのはいつからか。

**OECDの回答:** 早い国で今年中に手続を終え、2018年から発効することもあるのではないか。

**パネリストの質問:** 各国のポジションはどのように知ることができるのか。

**OECDの回答:** 各国のポジションは、署名時に知ることができると思うが、各条約に係る両国のポジション、例えば日本とインドのポジションに関しては、システムに

入力してマッチングを取る。その結果を再チェックしてからになるので、今しばらく時間は掛かると思う。

**パネリストの質問：**MLI の規定の解釈において、OECD モデル条約のコメンタリーはどのような重要性を有するのか。

**OECD の回答：**コメンタリーを裁判等で重用する国もあれば、コメンタリーは法律ではないとする国もある。BEPS 報告書は、OECD メンバーだけでまとめたものではないので、OECD コメンタリーとは異なる。MLI に関しては BEPS 報告書を参照することになるが、BEPS 報告書の文言が OECD コメンタリーに反映されることもあるかもしれない。

**パネリストの質問：**ミニマムスタンダードの採用を確実にするために行われるピアレビューはどのように行われるのか

**OECD の回答：**MLI への参加が、Inclusive Framework への関与を必ずしも意味するものではない。

行動 14 に関しては、既に始まっている。これからミニマムスタンダードの要件を満たす必要がある国は、早急に MLI に署名して租税条約 25 条を織り込む必要がある。

行動 6 に関しては来年から始まり、結果がでるのは恐らく 2019 年からであろう。

**パネリストの質問：**国境を超える支払いを行う者は、受領者からの訴訟リスクを抱えながら、LOB 又は特に PPT の規定のもと、源泉徴収義務の有無を判断することになる。

日本では非居住者か否かが源泉徴収義務の基準となる場合があるが、その判断基準が確定的でないにもかかわらず、支払者の責任とされる場合がある。PPT の基準は主観的になり得るが、支払者に源泉徴収義務を決める PPT の解釈を負わせるのは正当なのか。

**OECD の回答：**答えになっていないかも

しれないが、条約上の義務に関する国内の執行の問題ではないのか。

**パネリストの質問：**仲裁の効果や機能を知るための観点から、相互協議に仲裁を課している租税条約及び行われた仲裁の件数はいくらか。

**OECD の回答：**仲裁を規定している租税条約及び仲裁の経験ともに多くはない。相互協議に仲裁を課することにより、そのプレッシャーが解決を促進するという効果があると考え<sup>9)</sup>。

議題5：アジア地域における一般的租税回避  
否認規定の導入と強化

[Subject5: Introduction and Enhancement  
of GAAR in Asia and Effect and  
Consequences for Treaty Shopping /  
Treaty Abuse]

〔議長及び討論者等〕

Chair : Porus Kaka (President, IFA, India)

Moderator : Peter Barnes (Caplin &  
Drysdale, USA)

Panelist :

Abu Tariq bin Jamaluddin  
(Inland Revenue Board, Malaysia)

Willem Jan Hoogland (HKWJ Tax Law,  
Hong Kong)

Padam Khincha (H C Khincha & Co.,  
India)

Rajat Bansal (Ministry of Finance, India)

Yuri Matsubara (松原有里) (明治大学、  
日本)

【議題5の概略】

BEPS 行動において国内法への導入が提言されるなど、租税回避への対抗策とされる一般的租税回避否認規定 (General Anti Avoidance Rule : GAAR) について、各国における適用事例、法案の提示から施行されるまで5年を要したインドの手続規定などの紹介を通じて、経済実質理論など既存の税に関する基本原則との関係、GAAR が適用される取引の範囲に関する議論が行われた。

1 GAAR とは何か

モデレーターより、現在、欧州連合が全加盟国に GAAR の導入を指示し、その他の地域でも GAAR の導入、あるいは、導入済の地域においては活用方法を検討しているなか、ついにインドにおいて GAAR が施行

されたことから、この会合は、インドの GAAR の内容、導入済の地域における適用状況について意見交換を行うことを目的としているとの説明があった。その後、GAAR は、経済実質理論や仮装取引理論など既存の税に関する基本原則を編集したものか、それとも、既存の課税権限を超える規則又は課税権であるかとパネリストに問いかけた。

2017年に GAAR が施行されたインド財務省のパネリストからは、インドの GAAR は既存の様々な基本原則を加工したものであると同時に、それらを超えるものであり、既存の基本原則は成文法となっていなかったが、GAAR の法制化によって課税当局に一定の規範に従って行動する法的権限を与え、また、納税者にとっても予見可能性を確保できるようになるとの見解が示された。

一方、インドの公認会計士であるパネリストからは、インド政府は GAAR の導入により法に穴があることを認めたことになり、そして、GAAR は納税者の行為が許容される範囲を超える場合に適用について検討が開始されることになるが、何処までが許容される範囲かは予想できないとの見解が示された。

香港のパネリストからは、香港の税務当局は、例えばラムゼイ原則のように法制化されていない税に関する基本原則を適用することはできず、法制化された GAAR を適用することになるとの見解が示された。

また、インド財務省のパネリストより、BEPS 行動計画において GAAR の国内法への導入について提言されており、全世界的に租税回避は容認しがたいものであるが、対抗するには国内法のみならず租税条約にも、租税回避否認規定を導入する必要があるとの指摘があった。

2 各国における GAAR の適用状況

(1) マレーシア

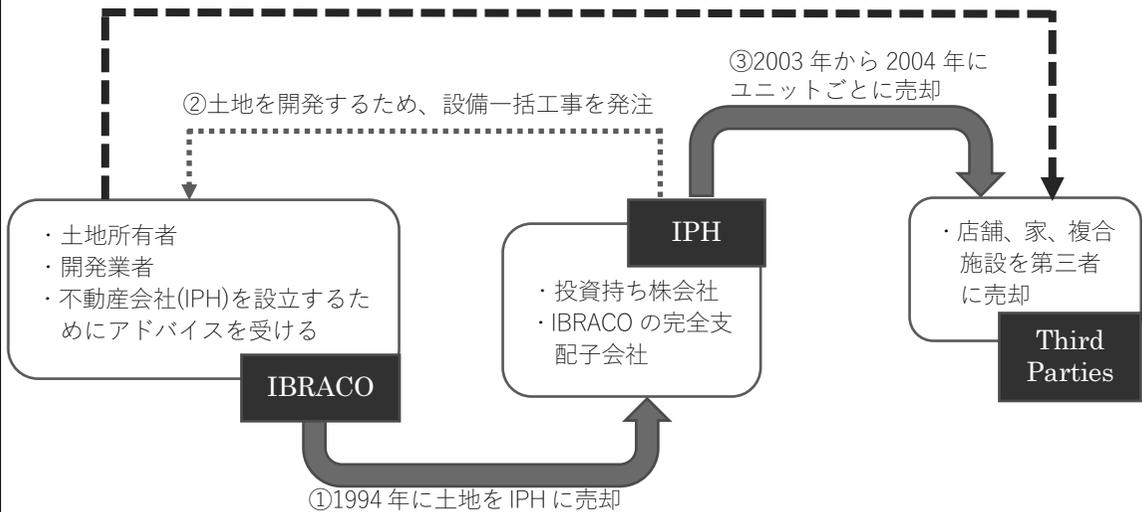
パネリストから、マレーシアにおける GAAR の導入は 1967 年であり、報告され

た事例は 10 件足らずであるとした上で、マレーシアにおいて GAAR が適用された最近の判決として次の事例が紹介された。

SYKT IBRACO PAREMBA SDN BHD 対 Ketua Pengarah Hasil Dalam Negeri (Chairman of the Committee of Home Affairs) <sup>(10)</sup>

調査結果：店舗及び複合施設の売却は IBRACO と第三者の間で実施された。

④調査により、店舗及び複合施設の売却は IBRACO と第三者の間で実施されたと認定



時系列

- ①IBRACO は IPH を設立し、所有していた土地を IPH に売却した。
- ②IBRACO は IPH から設備一括工事を請け負って、店舗・その他の施設を建設した。
- ③IPH は、2003 年から 2004 年にかけて、店舗、その他の施設を第三者に売却した。
- ④調査が実施され、税務当局は IBRACO が店舗等を第三者に売却したと認定した。

問題は、納税者が納付すべき税は事業所得に係る税か、税負担の軽い不動産売買に係る税かである。

税務当局は、IBRACO が税金を低くするためにアドバイザーから受けた助言に従って一連の取引を行ったことを把握し、GAAR を適用し、IBRACO から IPH へ土地が売却された最初の取引をなかったものとみなし、また、税目的上は IPH の設立もなかったものとみなした。その結果、IBRACO が土地を開発し、第三者に売却し

たことよって所得が生じたことになり、IPH と第三者の取引から生じた所得を IBRACO の事業所得として課税を行った事例である。

マレーシアの事例と同様の事例はインドにおいて GAAR の対象となるかというモデレーターからの問いかけに対し、議長は、店舗・施設の売却は IPH の設立から約 10 年経過後に行われており、IBRACO による IPH への土地売却の時点では、店舗・施設の売却が予測できていなかった場合には

GAARの適用は難しいと発言し、インド財務省のパネリストは、IBRACOがアドバイザーから受けた助言の内容などから、後に発生する税を回避することが明白であればGAARを適用することは可能ではないかと発言した。

マレーシアのパネリストより、本事例にGAARが適用されたポイントは、調査によってアドバイザーの助言内容が把握されたことのほか、IPHには資産売却先の選定などの専門業務を担当する者がおらず、IBRACOのスタッフが担当していた事実が把握されたことであるとの補足説明があった。

(2) 日本

パネリストよりヤフージャパン事例及び日本IBM事例が紹介された。

法人税法132条の2（組織再編に係る行為又は計算の否認）が適用されたヤフージャパン事例については、子会社が抱える多額の欠損金を関連法人と合併することによって関連法人の利益と相殺した事例であり、平成13年に導入された同条が初めて適用された背景には、合併のわずか2か月前に役員の一人在子会社に送られていたこと、調査において納税者の意図を示すE-mailを把握したことがあると説明があった。

法人税法132条（同族会社の行為計算否認）の適用を巡って争われた日本IBM事例については、同条の適用が裁判において否定された背景には、ヤフージャパン事例と異なり、調査において納税者の意図を示す証拠を把握することが出来ず、結果として、裁判所が、合併は通常取引であるとする納税者の主張を受け入れたものと考えられると説明があった。

モデレーターからは、ヤフージャパン事例については、納税者は規則に従っていると装っていたが、実際は規則に従っていない

かったことが判明した事例であり、GAARの使用は、この事例への対応の一つの方法ではあるが、他の国においては、租税詐欺として対処することも可能な事例ではないかとの発言があった。また、日本IBM事例は、通常取引ではあるが、400億円という膨大な金額であり、取引が短期間で実行されていることからGAARのターゲットとなり得る事例であるとの発言があった。

3 GAARの導入が納税者の行動に与える影響

企業の商業的な利害関係者は事業成績や資産価値に着目していることから、企業は常に商業的な目標の達成を目指し、税は企業にとってコストであること、したがって、市場において競争力を保持するために、企業はコストである税を減少させる必要があり、企業の立場からすれば、税法を遵守することに対して、誰かが対価を支払ってくれるわけではないとする企業の立場が示された。

インドにおいては、GAARが施行されたことにより、納税者が危機感を抱き、公認会計士に対する問い合わせが増えている。問い合わせの内容は、GAARが適用される取引の範囲、GAARの適用を受けないために保管すべき資料の内容など多岐にわたるが、納税者の行為が許容される範囲を超えた場合にGAARが適用されること、許容される範囲については最終的に司法により判断されることを前提として、取引の商業上の目的を明確にしておくことが重要であるとの指摘があった。

マレーシアにおけるGAARの適用にあたっては取引の目的が重視され、まず、税務当局が取引によって直接・間接に租税が回避されていると認定し、その後、判例法により納税者は税効果が偶然のものであることを証明する必要があること、香港にお

いても同様に、GAARは商業上の目的が存在しない取引に対して適用されることから、取引に商業上の目的が存在することを明らかにしておくことが重要であるとの指摘があった。

#### 4 インドの GAAR

インドの GAAR のコンセプトは、2009 年の Direct Tax Code Bill で提案され、2012 年の歳入法案において正式に提案された後、パブリックコンサルテーションや改正を経て最終的に2017年に施行された。条文が提示されてから施行まで5年間をかけたことによって、法律の制定過程に不明朗な面はなく、遡及的適用を行わないことが明確になったことが提案から施行までの間に大きく変わった点であると指摘された。

インドにおける GAAR の適用に当たっては、税務当局の調査担当者は、納税者の取引が容認できない租税回避取引に当たると決定する権限を有せず、Commissioner に照会する必要がある。

Commissioner は、納税者が異議を唱えない場合に、その取引が容認できない租税回避取引にあたるか否かを判断する権限を有し、容認できない租税回避取引には当たらず GAAR を発動する必要はないと判断した場合には調査担当者に対してその旨を通知し、容認できない租税回避取引にあると判断した場合には、納税者に対してその旨を通知することになる。一方、納税者が異議を唱え、納税者からのヒアリングを終えた後にも、Commissioner が容認できない租税回避取引にあると判断した場合には、Approving Panel に承認を得なければならない、納税者の権利保護も図られているとされている<sup>(11)</sup>。

移転価格税制との関係においては、GAAR は広範囲の取引を対象とするが、移転価格税制とは対象とする取引も異なっ

ていると考えられている。

GAAR が発動される頻度、どのような取引が対象となるかについては、今後、2年程度待たなければならないであろうとされた。

#### 5 まとめ

モデレーターが、納税者も税務当局も GAAR の対象となる取引の範囲に注目しており、現在、適用事例は少ないものの、移転価格に関する事例が今では全世界の50%の国・地域から報告されているのと同様に、今後、GAAR に関連する事例も増加することが期待され、事例が増えることにより、GAAR とは何かということ及びその適用範囲を理解することに役立つであろうと発言し、会議を締めくくった。

**議題6：PE 及びモデル条約第5条の改定と  
各国又は地域における適用**

[PE and Amendment to Article 5 of Model  
Convention and Regional Applications]

〔議長及び討論者等〕

Chair : Honorable Justice S. Ravindra Bhat  
(India)

Moderator : Shefali Goradia (BMR Advisors  
India)

Panelist :

Amar Mehta (Indi-Genius Consulting,  
Canada)

Shih-Chou Huang (National Taipei  
University of Business, Taiwan)

Maikel Evers (OECD, Grance)

Piotr Klank (Wentworth Chambers,  
Australia)

Thenesh Kannaa (TraTax, Malaysia)

**【議題6の概略】**

BEPS 行動7においては、PE 認定の人為的な回避を防止することを目的とする行動が提言されている。

議題6では、BEPS 行動7の各国における取組状況の説明、PE 認定が争点となったインド及び台湾の事例の紹介が行われた。

**1 行動7における重要な提言**

- ・ コミッショネア契約の取扱い
- ・ 活動の細分化への対抗規定
- ・ 関連企業であることによる適用除外

**(1) コミッショネア契約の取扱い**

- ・ 重要な修正なしに通常締結される契約の締結につながる主要な役割を常習的に実施している場合には実質主義の適用を検討。
- ・ 契約の締結につながる主要な役割とは第三者が本人との契約を締結することを決断させる代理人の活動等。

- ・ 独立代理人への PE 適用除外規定の同一グループ内の活動に対する不適用。

- ・ 低リスク販売業者。

**(2) 準備的補助的**

- ・ 活動の細分化への対抗規定は、グループ内で行われる関連する活動については全体で判定する。

**(3) 契約の分割**

- ・ 活動6の PPT による濫用の判断
- ・ グループによる関連活動に対して、30日を超える各活動が行われた全ての期間により 12 か月を超えるか否かを判断する。

**(4) 行動7に対する OECD のコメント**

- ・ 行動7は、ミニマムスタンダードではなく、各国様々な立場をとっている。

**2 各国の状況**

**(1) 豪州**

**イ Multinational anti-avoidance law (MAAL) の導入**

オーストラリアの顧客に対する物の販売又は役務の提供で、当該販売に係る利益がオフショアに記帳され、当該顧客の契約締結意思の決定に対してオーストラリアの事業者の活動が包括的なものであり、当該販売等の利益に対する課税が無い小さいものであり、税恩典がその取引の目的の一つである場合に、税務当局が税恩典を無視できるという規定である。一定規模以上の外国法人に適用される。

**ロ Diverted profit Tax (DPT)**

海外に移転された利益で、その結果、海外における税負担が豪州の課税の80%に満たない税負担となる場合で、課税を回避するために行われ経済的実質を伴わないものである場合に移転利益に40%の税率で課税する制度である。一定規模以上の外国法人に適用される。

ハ OECD ガイドラインに沿った移転価格税制の改正

(2) 台湾

OECD メンバーではないが、ほとんどすべてを採用している。例えば、新たな PE の定義等である

(3) カナダ

MLI に署名する意思を表明している。

(4) 中国

対チリ租税条約において、PPT 及び第三国 PE の規定を含む BEPS の提言を採用した。

(5) コロンビア

英国との租税条約において、準備的補助的活動の判断や活動の細分化への対抗措置など BEPS の提言を取り入れた条約案を提示した。

(6) ニュージーランド

みなし PE に係る指針を公表した。

グループの売上げが 7 億 5 千ユーロを超える企業グループを対象としており、この規定に該当すれば、外国企業はニュージーランドに条約上 PE を有するとみなされる。所得はニュージーランド源泉所得とされる。

適用条件として、

- ・ 企業がニュージーランドの人々に対して物を販売又は役務の提供を行うこと
- ・ ニュージーランドにおける販売は関連者が行うこと
- ・ その企業のニュージーランド内の PE に帰属しない所得であること

この規定は租税条約の PE 条項を無効とするものである。

通常の販売契約には適用がない。

租税条約のオーバーライドを懸念する声がある。

(7) マレーシア

税制や方針が先進国と異なることを前提にすれば、BEPS 行動計画の全てが適用可

能とはいえない。

しかしながら、多国籍企業からの法人税収への依存は大きく、移転価格や BEPS の重要性は認識しており、BEPS 行動委員会を設置した。

BEPS の提言が租税条約に反映された例はない。

### 3 各国の事例

(1) インド

イ Brown & Sharpe Inc.<sup>(12)</sup>

(イ) 事例の概要

- ・ 米国法人のリエゾンオフィスの事例
- ・ リエゾンオフィス勤務の従業員に対し、業績目標を設定。
- ・ 当該従業員に対し、インセンティブプランを提案。

(ロ) 高等裁判所の判断

- ・ 当該米国法人はインドに PE を有している。
- ・ 実際の従業員に対する支払いは、判断に無関係。
- ・ インセンティブプランそれ自体が、リエゾンオフィスの機能が準備的補助的でないことを示している。
- ・ 実質的に当該リエゾンオフィスは、インドにおいてマーケティング機能を果たしている。

ロ Adobe System Inc.<sup>(13)</sup>

(イ) 事例の概要

- ・ 米国法人は、インド子会社と R&D の役務提供契約を締結している。
- ・ コストプラスベースで対価の支払いを行っている。

(ロ) 高等裁判所の判断

- ・ 当該米国法人は、インドに PE を有していない。
- ・ 理由は、Disposal Test を充足していないからである。
- ・ PE は、その場所を通じて事業を行

う固定的な場所を意味する。

- ・ 当該固定的な場所は、自由に利用できる (at disposal) 必要がある。
- ・ 当該米国法人がインド子会社の施設を利用する権利を有していたことを示す証拠はない。

#### ハ Formula One World Championships Ltd.<sup>(14)</sup>

##### (イ) 事例の概要

- ・ F1 レースに関し商業的権利を有する英国法人は、インド法人との間に“Race Promotion Contract (RPC)”を締結した。
- ・ 当該英国法人は、当該インド法人にインドにおいて5年間のレースを主催する権利を認めた。
- ・ 当該英国法人は、レース開始前14日間とレース後7日間、当該サーキットに社員を常駐させた。

##### (ロ) 高等裁判所の判断 (最高裁も支持)

- ・ “Disposal Test”及び“機能テスト”を充足する。
- ・ 当該英国法人は、インドにPEを有する。

#### (2) 台湾

##### イ Agoda VAT 事例

##### (イ) 事例の概要

- ・ オンラインホテル予約サイトを運営している。
- ・ ローカルHQ及びインターネットのプラットフォームの管理は、シンガポールにおいて行っている。
- ・ 内外の顧客は、“Agoda.com”のプラットフォームを通じて予約及び決済を行う。
- ・ ホテルへはプラットフォームから手数料を控除して宿泊代が支払われる。
- ・ 現地ホテルの勧誘のためにリエゾンとして従業員を雇用している。
- ・ 事業登録はしていない。

- ・ 2015年に税務当局は、VATを1千万台湾ドルと同額のペナルティを“Agoda.com”に課した。
- ・ この事案は2年以上未解決である。
- ・ 台湾では今年の5月に改正VATが施行され、国外事業者によるクロスボーダー電子的商取引に対して課税されることになる。
- ・ Agodaはこの機会を待っているようである。

##### (ロ) 税務当局の見解

- ・ 国内のホテルを契約に誘う活動は常習的に国内で行われており、より重要な機能を果たしている。
- ・ “Substance over form”の考え方を適用した。
- ・ 現地リエゾンチームは、どのホテルがオンラインプラットフォームへの参加を認められるべきかに関して、実質的な権限と裁量を有していた。
- ・ AgodaのHQは、ラバースタンプを超える機能を果たしていない。
- ・ Agodaは協力を拒んだ。
- ・ 現地消費者によるすべての支払いは、VATの課税対象であり、VATが課されるべきである。
- ・ ペナルティは、登録及び申告義務に従わなかったことに対して課された。

#### ロ Uber VAT Case

##### (イ) 事例の概要

- ・ タクシー営業に対する規制があり、それに違反して3年間超営業をしていた。
- ・ 現地法人は、販売促進、広告、広報及び連絡を行っていた。
- ・ 現地法人は、米国親会社に対する補助的な機能しか果たしていないと主張した。
- ・ 顧客とメンバードライバーとの間のキャッシュフロー及び法的関係は、本

店によってオンラインを通じて管理されていた。

- ・ 現地法人は、オンライン TAXI サービスの収入は国外の米国親会社に生じていると主張。
- (ロ) 税務当局の見解
  - ・ 現地法人の位置づけは、“Substance over form”に基づき、検討されるべきものである。
  - ・ 連絡及び販売促進活動は、ビジネスモデルにおいて、重要な機能と考えられるべきものである。
  - ・ 本件における現地法人の位置づけは、代理人かつ本店の PE である。
  - ・ VAT に係る法違反のため、本税の 1.5 倍のペナルティが課される。

また、VAT 課税後の所得に対して所得課税がなされた。

現在の PE の定義から程遠く、修正作業を行っている PE の定義に従って“Substance over form”の考え方を適用したように思える。

## 議題 7 : アジア地域における注目の話題

[Subject7 : Hot Topics in Asia]

### 〔議長及び討論者等〕

Chair: Honorable Justice A. K. Sikri (India)

Moderator: Sai Ree Yun, (Yulchon, Republic of Korea)

### Panelist:

Ajay Vohra (Senior Advocate, India)

Sophie Chou (EY, Taiwan)

Emile Bongers (Stibbe, UAE)

Sanjay Iyer (Iyer Practice, Singapore)

Peter Barnes (Capline & Drysdale, USA)

### 【議題 7 の概略】

最近のアジア太平洋地域におけるトピックを、1. 電子商取引課税へのアプローチ方法、2. 実質的管理地 (Place of effective management : POEM) ルール、3. インドにおける株式の間接譲渡事例、4. 韓国における納税者の権利及び調査手続における予防措置、5. トランプ政権下の米国税制改正の五つに分けて紹介した。

電子商取引課税へのアプローチ方法、POEM ルールでは、韓国、インド、台湾、UAE、シンガポールのパネリストが各国の状況を紹介した。

## 1. 電子商取引課税へのアプローチ方法

アジア地域に限らず世界的に注目の的となっている国外事業者が行う電子商取引に対する課税は、付加価値税により、国外事業者に対する登録の義務付けや、サービスの提供を受ける顧客の側に納付を義務づけるなどの対応が一般的であるとされている。

本会合では、韓国、インド、台湾、UAE、シンガポールの 5 か国の制度が紹介された。

(1) 韓国・インド・台湾の対応

韓国	
課税方式	Value Added Tax
対象取引	情報ネットワーク上で提供される電子的サービス（ゲーム・音楽・映像ファイル・電子書籍・ソフトウェアなど）。
納税者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる納税者：海外のサービス提供者。</li> <li>・従たる納税者：主たる納税者に電子的サービスの提供に必要なシステムを提供する者。</li> </ul>
登録制度	海外のサービス提供者は、事業を開始した日から 20 日以内に VAT 事業者登録を行う必要がある。
納税制度	四半期ごとに予定申告と納税。6 か月毎に確定申告と納税。
例外規定	B to B 取引。ただし、従たる納税者を經由する B to B 取引は課税対象。
施行日	2015 年 7 月 1 日

インド	
課税方式	Equalization levy
対象取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン広告。</li> <li>・オンライン広告の掲示場所の提供。</li> <li>・オンライン広告のためのその他の設備・役務の提供。</li> <li>・政府が指定するその他の役務の提供。</li> </ul>
納税者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる納税者：海外のサービス提供者。</li> <li>・従たる納税者：主たる納税者に電子的サービスの提供に必要なシステムを提供する者。</li> </ul>
登録制度	無し。
納税制度	サービスの提供を受けた者が海外のサービス提供者に対価を支払う際に、対価の 6% を Equalization Levy として差し引き国に納付する。
例外規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの提供を受けた者が事業を行っていない場合。</li> <li>・過去の年度において対価の金額が 100,000 インドルピーを超えない場合。</li> </ul>
施行日	2016 年 6 月 1 日
問題及び参考事項	Equalization levy は、ファイナンス・アクト上、付加価値税、直接税のいずれにも位置付けられておらず、同税を課税することが既存の租税条約の規定に違反しているのではないかと、外国税額控除の対象とならないのではないかとといった疑問点が上げられている。

台湾	
課税方式	Value Added Tax
対象取引	インターネットあるいは他の電子的方法によって提供される電子的サービス。
納税者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる納税者：海外のサービス提供者。</li> <li>・従たる納税者：主たる納税者に電子的サービスの提供に必要なシステムを提供</li> </ul>

	する者。
登録制度	海外のサービス提供者は、VAT 事業者登録を行う必要がある。また、VAT 申告を提出するために台湾の CPA を関与させなければならない。
納税制度	隔月で申告及び納税が必要。
例外規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B to B 取引。</li> <li>・ 海外のサービス提供事業者の年間売上高が 480,000 台湾元（16,000 米ドル）以下の場合</li> </ul>
施行日	2017 年 5 月 1 日
問題及び参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録制度導入の背景：台湾はリバースチャージ制度を導入しているが、サービスの提供を受けた者が個人の場合にリバースチャージ制度による納税が機能しなかったことから、B to C 取引の登録、申告及び納税制度が導入された。</li> <li>・ 海外の事業者が申告及び納税義務を順守しているか確認するメカニズムとして、当局は金融機関にクレジットカード情報の提供を依頼しており、当該情報は外国事業者の台湾における事業規模を分析するために大変有効であるとされている。</li> </ul>

(2) UAE における VAT の導入

UAE のパネリストより、UAE は、2018 年 1 月より、サウジアラビア、カタール、オマーン、クウェート、バーレーンと共に VAT を導入する予定であること、税率は 5% であり、詳細な法律の規定は明らかでないが、欧州型 VAT が導入される予定であること、電子商取引に関する特別の規定の導入は予定されていないことなどが紹介された。

年間の課税対象取引または輸入が 375,000 ディルハム (DH、約 50,000 米ドル) を超える事業者には登録が義務付けられ、187,000DH から 375,000DH までの事業者は登録を選択することができる。

税率が 0% の取引は、ヘルスケアサービス、教育サービス、新築の居住用不動産の販売などであり、公共交通、特定の金融サービス、更地の販売などは非課税取引に該当する。更には、フリーゾーンで行われた取引及びフリーゾーンの事業者によって行われた取引についても非課税となる模様である。

VAT の収納予定額は、最も控え目に見積

もっても来年は 15 億米ドルから 20 億米ドル、2019 年には 30 億米ドルと予想されているが、罰金が納付すべき金額の 800% にもなることから、事業者は義務を守るであろうと政府は見ているとの説明があった。

(3) シンガポールにおける電子商取引に対する課税

シンガポールのパネリストより、インターネットを通じた海外からの電子商取引に対する GST の課税については、サービスの提供に関する課税ルールが適用され、電子的商品のダウンロードは価値にかかわらず GST は課税されず、海外のサービス提供者からの役務の提供はシンガポールに帰属しない者からのサービスの提供として GST は課税されないことが紹介された。

2 POEM ルールの今後

(1) POEM の一般的な定義

双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、その事業の POEM が所在する締約国の居住者とみなす (OECD モデル租税条約第 4 条 3 項)。

POEM とは、事業体の事業の遂行におい

て全体として必要な、重要な経営上及び商業上の決定が行われる場所である（OECDモデル租税条約コメンタリー第4条のグラフ24）。

(2) 韓国・台湾・インドにおける POEM の決定要件

韓国・台湾・インドに共通する要件は、取締役会又は同様の意思決定会議が開催される場所及び会計システムが整備され、維持されている場所である。

具体的には、韓国の場合は、国内法及び判例法により、CEO 及び他の上級役員が通常業務を行う場所が実質的管理地とされる。

台湾は、低税率あるいは免税地域に法人を設立することにより課税対象所得を全世界所得から台湾で生じた所得のみとするタックスプランニングの増加や、台湾から中国に対して投資することが禁じられているために多くの台湾法人が低税率あるいは免税地域に中間法人を設立して中国に投資を行っていることを背景として、施行日は未定であるが、新しい規定を導入した。新規定においては、次の三つの要件を全て満たす外国法人は、台湾に POEM があることとされ、全世界所得が課税の対象となる。

- ・ 一般的な業務管理、会計及び財務あるいは人事に関する事項の主要な決定者が台湾に居住していること、あるいは、事業上の重要な決定が台湾で行われていること。
- ・ 会計帳簿及び記録、あるいは、役員会又は株主総会議事録が台湾で作成あるいは保管されていること。
- ・ 主な事業活動が台湾で実施されていること。

インドにおいても、2016年に国内法が改正され、インド国内法に準拠して設立された法人に加え、POEM がインドにある法人についても全世界所得が課税対象となる。POEM の認定過程は以下のとおりである。

- ・ 収入金額要件：一会計年度の収入が 5 億インドルピー（770 万米ドル）を超える場合には、第一要件に基づき POEM の判定が行われる。
  - ・ 第一要件：次の場所がインドの場合に POEM はインドにあると判定される。①法人の本店所在地、②意思決定の権限が委員会、上級業務管理者、発起人に委譲されている場合に、委員会等が意思決定を行った場所、③取締役会がビデオ会議又は電話会議によって開催されている場合に、業務執行役員、財務役員、役員の大半が居住する場所。
  - ・ 第二要件：第一要件により結論が出なかった場合には、次の場所がインドの場合に POEM はインドにあると判定される。①企業の主要あるいは実質的な活動が行われている場所、②企業の会計記録が保管されている場所。
  - ・ 外国法人に対するアクティブ・ビジネス・テスト：外国法人が第一要件又は第二要件により POEM がインドにあると判定された場合には、アクティブ・ビジネス・テストによる判定が行われる。
  - ・ アクティブ・ビジネス・テストにおいては、法人の所得金額の 50%以下が受動的所得であり、法人の資産の 50%以下がインド国内にあり、従業員の 50%以下がインドに居住しているかインド国民であり、人件費の金額のうちインドに居住しているかインド国民である従業員にかかる金額が 50%以下である場合には、能動的事業をインド国外で行っているものと判定され、実際に意思決定権限を有する法人の取締役会の大半がインド国外で開催されている場合に POEM はインド国外にあるとみなされる。
- 一方、アクティブ・ビジネス・テストにおいて、能動的事業をインド国外で行っているものと判定されなかった場合には、主

要な業務管理及び法人の事業全体の実施に関する事業上の意思決定を実際に行う人若しくは人たちを特定した上で、意思決定が実際に行われている場所を決定することとなり、当該意思決定の場所がインド国内の場合に実質的管理地はインドにあるとみなされる。

(3) UAEにおけるPOEMに関する問題

POEMに関して、UAEにおける法人に対する実際の課税状況が問題となっている。

例えば、UAE法人がインドに投資を行っており、UAEの税務当局は、UAE法人に対する課税権及び調査実施権限を有するが、実際のところUAEでは一部の業種を除き法人は税金を納付しておらず、税務当局も調査を実施していない状況にある。そのような状況下において、UAE・インド租税条約に基づきUAE法人に関する情報提供要請をインドから受けた場合、UAE税務当局が租税条約に基づく調査を実施することは難しく、条約に関する不確実性があった。そのため、両国は居住性に関して異なる立場で交渉し、2009年のUAE・インド租税条約に関する議定書において、法人の居住性について次のように定めた。

- ・ UAE法人は、UAE国内で設立された法人で、業務管理及びコントロールが全てUAEで行われている法人（2009年、UAE・インド租税条約に関する議定書）。そのほか、法人の居住性に関してUAEの立場が反映された条約には以下の条約がある。
- ・ UAE法人は、UAEの国内法又はUAEの地方自治体の法律に基づき設立又は承認された法人（2016年、UAE・イギリス租税条約）。
- ・ UAE法人は、UAE国内で設立された法人又は金融機関で、UAEにPOEMを有する法人または金融機関（2003年、UAE・韓国租税条約）。

韓国やドイツはUAE法人が投資のプラットフォームとして利用されるなど租税条約の濫用に利用される可能性に懸念を示しているが、UAEはLOBを導入し、濫用の防止に努めている。例えば、UAE・韓国間の租税条約には、条約の特典を受ける権利を有する法人は、UAEの居住者である個人が専ら出資に係る受益者となっており、当該居住者が事業を管理している証拠を示すことができる場合であって、UAEの権限ある当局により、当該法人が条約の特典を受けることができる要件を満たしていることが証明された場合に限るとする条項が置かれている。

LOBは、UAEが締結した全ての租税条約に置かれているわけではないが、今後、条約締結国からの要請により、多くの条約に同様の規定が置かれることになり、そのことは、BEPS行動計画に沿ったものとなっている。

(4) シンガポールにおけるPOEMに関する問題

シンガポールにおける法人の居住性の決定要素は、OECDのPOEMの考え方とは一致しておらず、シンガポール国内で事業の経営及び管理が行われている場合には、シンガポールの居住法人となる。その一方で、シンガポールの居住法人が租税条約の特典を得るために条約相手国に対してシンガポール居住法人であることを示す証明書（Certificate of Residence）は、入手するための条件が細かく設定されているため、入手は簡単ではない。

3 インドにおける株式の間接譲渡事例

インド国内の資本金的資産の間接譲渡はインドにおいては課税対象とならないとする最高裁判決を受け、2012年に間接譲渡をキャピタルゲイン課税の対象とする改正が行われた。改正後の規定は以下のとおりで

ある。

- ・ インド国内にある資本的資産 (Capital Assets) の譲渡により生じた所得は、インド国内で生じたものとみなす。
- ・ インド法人以外の法人の株式の譲渡は、当該株式の価値が直接的あるいは間接的にインド国内資産に由来する場合、インド国内にある株式とみなす。
- ・ 株式の価値は、定められた日において1億インドリラを超え、そして、当該株式を発行した法人又は事業体が有する全資産の価値の少なくとも50%をインド資産が占める場合に実質的にインドに所在する資産に由来するとみなされる。
- ・ キャピタルゲイン課税の例外となる場合として、譲渡された外国事業体の株式が、当該外国事業体を支配又は管理する権利を伴っていない場合や、一定の要件に該当する Foreign Portfolio Investors (FPIs) による譲渡などが規定されている。

また、最近の租税裁判所における株式の間接譲渡事例として、英国法人による、インド国内法人9社の株式を保有するジャージー島法人株式の譲渡に対する課税に関し、間接譲渡をキャピタルゲイン課税の対象とする改正後の国内法、あるいは、間接譲渡はキャピタルゲイン課税の対象とならないとする譲渡が行われた当時の改正前の国内法のいずれが適用されるかが争点となった Crain UK Case が紹介された<sup>(15)</sup>。

租税裁判所は、Cairn UK 社の、本件取引には改正前のインド国内法が適用されるべきであるという主張を退けた<sup>(16)</sup>。

#### 4 韓国における納税者の権利及び調査手続における予防措置

##### (1) 税務調査に関する納税者の権利

韓国の National Tax Basic Act 上の納税者の権利として規定されている内容は以下

のとおりである。

- ・ 納税者が協力義務を満たしていない、又は、脱税の疑いがある時以外は、納税者から提出された書類は信頼できるものとみなされる。
- ・ 税務調査の際の事前通知および調査結果の通知を受ける権利。
- ・ やむを得ない状況にある場合に税務調査の延期を要求する権利及び要求に関して回答を受け取る権利。
- ・ 調査の過程において税の専門家の支援を受ける権利。
- ・ 重複調査を受けない権利。
- ・ 調査期間が延長された場合に、延長の理由及び延長期間について書面により通知を受ける権利。
- ・ 納税者の税金に関する情報が秘密として扱われる権利。
- ・ 納税者の権利を実行するために必要な情報が適時に提供される権利。
- ・ 税務職員から公正な扱いを受ける権利。

##### (2) 重複する調査の禁止

上記の納税者の権利のうち、最も重要なものは重複調査を受けない権利である。National Tax Basic Act 上、脱税の可能性を示唆する明白な情報がある場合、又は、取引の相手側の税務調査に関連して調査が必要な場合を除き、税目、期間が重複する調査は禁止されており、重複する調査が行われた場合、当該調査は取り消されることとなる。

##### (3) 韓国最高裁判決

最初の調査が法人所得税以外の税目を対象として実施され、二番目の調査が法人所得税を対象として実施された。結果として、いずれの調査においても、同一年度の法人所得税が課税されることとなったが、二番目の調査は、調査対象税目が最初の調査と重複していない場合でも違法な調査に当たり、二番目の調査により算定された課税に

についても違法であるとされた。

## 5 トランプ政権下の米国税制改正

### (1) トランプ政権下の税制改正に関する疑問点

米国のパネリストから、トランプ政権が選挙期間中に掲げた税制改正案は、十分な検討が行われておらず、多額な税収を失う恐れがあり、税制改正の必要性については広く意見の一致が見られているものの、改正案に対する疑問点については意見の一致は見られていないとの説明があり、主な疑問点として次の3点を上げた。

- ・ 増減同額の改正を行うべきか。
- ・ 改正によって富裕層の税負担を引き下げるべきか、あるいは、中間層の税負担のみを引下げるべきか。
- ・ 改正は雇用を創出するか。

### (2) 仕向地主義キャッシュフロー税 (Destination-Based Cash Flow Tax)

続いて、米国のパネリストから改正に関する議論の中心となっている仕向地キャッシュフロー税に関して次のとおり説明があった。

- ・ 仕向地主義キャッシュフロー税は、米国税務者の課税所得を算定する際に、米国への商品の輸入及び海外からのサービスの提供は控除できないが、輸出による収入を免税とするものである。
- ・ 仕向地主義キャッシュフロー税は、幾つかの点で VAT と共通点がある。
- ・ 仕向地主義キャッシュフロー税が貿易法上適法であると結論づけることはできない。

### ワークショップ1：支払利子の損金算入及びアーニングス・ストリップングルール；負債創出取引 (Debt-push-down strategy) への影響並びに行動2及び7、行動4及び9の相互作用

[ Interest Deduction and Earnings-stripping Rules : Impact on Debt-push-down Strategy and Interactions of Actions 2&7, and 4&9]

#### 〔議長及び討論者等〕

Chair : Amar Mehta (Indi-Genius Consulting Inc., Canada)

#### Panelist :

Nico Derksen (International Tax Management, Singapore)

Chi Chung (Academia Sinica, Taiwan)

Michel Olesnicky (KPMG, Hong Kong)

Masao Yoshimura (吉村政徳)  
(一ツ橋大学、日本)

Ted Tae-Gyung Kim (Lee&Ko, Republic of Korea)

Rahul Garg (PWC, India)

#### 【ワークショップ1の概略】

BEPS 行動4の内容に関する簡単な説明の後、パネリストより各国における現状の支払利子の取扱いが紹介された。

行動4への対応状況については、各国とも現状の支払利子の取扱いを踏まえた対応をとることとしているが、シンガポールからは、行動4が同国を起点とするグループファイナンスや財務センターに対してネガティブなインパクトを与える可能性があること、香港からは、行動4に沿った執行が既存の厳しい租税回避防止規定を緩和する恐れがあるとする説明があった。

## 1 OECD の提言 行動4に係る最終報告書の内容の簡単な説明

- ・ 過大な支払利子について損金算入を制限するというもの
- ・ **The fixed Ratio rule** : 純支払利子の所得 (earnings before interests, taxes, depreciation and amortization : **EBITDA**) に対する割合が一定割合を超えた場合に損金算入を制限するというもの。インドはこの割合に 30%を採用している。
- ・ **Group Ratio Rule** : 単独の純支払利子/所得 (EBITDA) よりもグループ全体の純支払利子/所得 (EBITDA) が高い場合には、グループ全体の純支払利子/所得 (EBITDA) まで損金算入を容認。
- ・ **Equity Escape rule** : 純支払利子/所得 (EBITDA) に変えて、資本/総資産を用いるもの。
- ・ **Carryovers and carrybacks** : 管理不能な理由による利子控除制限の変動を平準化する目的で導入することも可。
- ・ **Targeted rules** : 特定の取引に係る支払いのみを損金不算入の対象とするオプション

## 2 支払利子の取扱いに係る各国の状況

パネリストから支払利子の取扱いに係る各国の状況に関する発言があった。

### (1) シンガポール

国内源泉所得と送金された国外源泉所得のみが課税となる。費用は、課税所得の創出のために生じたもののみ控除可能である。M&A においても、課税所得を創出しない資産に係る支払い利子は損金算入できない。グループルールは、損失の相殺においてのみ利用可能である。過少資本税制はない。国境を超える利子の支払いは、通常源泉徴収の対象となる。関連者に対する利子の支払いについては、ALP の利率を用いて調整

するのではなく、代替的に支払利子の損金算入を否認する。GAAR については、所得税法第 33 条に規定がある。数年前に AQQ 事案という納税者がグループ内組織再編と金融取引を組み合わせることで損金算入支払利子を創出したのに対し、同条を適用し損金算入を否認したのがある<sup>(17)</sup>。この事案によって同条が広く適用されることが確認された。原則的に BEPS に対するアプローチは肯定的であるが、自国の利益を守るという強い警告を発している。行動4は、シンガポールを基点とするグループファイナンスや財務センターに対して、ネガティブなインパクトを与えるかもしれない。

### (2) 台湾

課税所得の稼得のために生じた経費は、控除可能である。国境を跨ぐ利子の支払いに対して、源泉所得税が課される。連結納税制度を有しており、90%以上の議決権株式の保有が要件となる。アーニングストリップングルールは導入していない。導入に関する検討は行われている。移転価格税制及び租税回避否認規定を有している。過少資本税制を 2011 年に導入した。負債が資本の 300%を超える場合、その超えた部分に対応する支払利子は、損金に算入されない。営利企業は、関連情報の開示と文書保存が要求される。

### (3) 香港

利息に対する源泉所得税はない。過少資本税制はない。利息の損金算入を制限する一般規定はない。連結納税制度はない。厳しい租税回避防止規定 (特定及び一般) がある。次の場合、利息の損金算入は可能である。

- ・ 受け手が香港において課税されること
- ・ 銀行に対する支払であること (香港内外を問わない)
- ・ 支払者が銀行であること
- ・ 非関連者に対する棚卸資産又は減価償

却資産のための金融に対する支払いであること

- ・ 上場社債に対する支払いであること
- 行動4に対する重大な議論は行われていない。

現状の制限に照らして、行動4が実際の租税回避防止規定として機能するののかという議論がある。現状における損金算入要件は厳しく、行動4に沿った執行は、むしろ支払い利子の損金算入の範囲を緩和するかもしれない。

貸し手が受取利息に対して海外において少なくとも香港と同率(16.5%)の税を負担している場合は、損金算入を認める改正が最近行われた。

(4) 日本

イ 過少資本税制 (OECDにおける議論を反映して1992年導入)

- ・ 閾値：全体及び関連の負債と資本の比率が3：1
- ・ 適用対象は、関連者間のローンであり、当該比率を超えた場合、超えた部分に対する支払い利子の損金算入を制限
- ・ 限度額を超えた部分の繰越しは、認められていない。

ロ 過大支払利子税制 (BEPSプロジェクト前の2012年導入)

- ・ 過少資本税制の補完的役割
- ・ 関連者間のローンにのみ適用
- ・ 閾値：調整所得金額の50%
- ・ 損金算入が認められなかった金額については、7年間の繰越しが可能<sup>(18)</sup>

導入の理由の一つ目は、対米国、対ドイツ、対英国といったいくつかの新しい租税条約は、利子に対する源泉課税の免除を規定しており、これを利用するために日本子会社に負債をシフトするといった動きに対応することである。二つ目は、意図的な資本積み上げによる過少資本税制の適用を逃れるといった租税回避が認められたことで

ある。

例：ユニバーサルミュージックケース (係争中)

日本子会社が過少資本税制の閾値を満たすように資本を増加させた。これに対し税務当局は事業目的の欠如を理由に支払利子の損金算入を否認した。しかしながら、その立証は困難なのではないかと思料される。

過少資本税制と過大支払利子税制の双方が適用となる場合、より大きい損金算入否認金額が適用される。

ハ 行動4に対する反応

- ・ 政府は過大支払利子税制を2018年に改正することを検討
- ・ 閾値を30%未満に引き下げ
- ・ 適用対象ローンを拡大
- ・ 実業界はBEPS最終報告書を直接執行することに対して強く反発

グループ比率の導入は実際に適用するには複雑すぎる。固定比率は、二重課税を避けるために国外に対する関連者間利子の支払いに限定すべきである。

(5) 韓国

支払い利子の損金算入制限に係る特定の規定はない。固定比率は適用されない。政府は、他国の執行状況に基づき採用するものと思われる。過少資本税制はあるが、行動4により提案されているものとは異なる。資本に対する負債の比率は、300%から200%に強化された。しかし、一定の金融機関は600%である。超過した借入に対する利子は、配当とみなされ、損金算入できない。第三者からの借入と同様の条件で行われるアームスレングスな利子について、例外がある。

(6) インド

所得税法において正式な過少資本税制はない。GAARを根拠に過少資本を調査することは可能である。

- ・ 対外商業借入 (External Commercial Borrowing : ECB)、Automatic route (非金融機関対象) においては借入制限があるが、Approval route (金融機関対象) においては制限がない。資本に対する負債比率は、Automatic route については、4:1、Approval route については 7:1 である。制限を超えて借入を行えない。

- ・ 所得税法 94B (支払い利子の損金算入制限) は、負債に関して生じた支払利子又は同等の性質を有するもので、EBITDA の 30% を超えるものは、損金算入が認められない。損金不算入額は 8 年間の繰越しが認められている。負債は、課税事業所得計算上控除可能なあらゆるローン、金融商品、金融リース、金融デリバティブ、利子を生じるあらゆる契約、割引又は金融チャージをいう。インド法人及び外国法人の PE に適用される。非居住関連者及び関連者保証第三者借入が適用対象である。銀行業及び保険業には適用がない。

負債は、以下のものである。

- ・ 優先株式 優先配当は配当とみなす。
- ・ 転換社債 転換までは借入とみなす。
- ・ 大幅割引債 割引部分は、利子として取り扱われる。

利子又は類似の性質を有するものの範囲に議論がある。借入に係る費用は含まれるのか、為替損失、スワップ費用などこれらは所得税法の定義規定によれば利子には含まれないものの、94B は、利子又は類似の性質を有するものと規定しており、含まれる可能性がある。

GAAR との関連について、GAAR に基づき負債資本比率を調査し、EBITDA の 30% を超える支払い利子の損金算入を否認することは可能である。

## (7) 中国

支払利息の損金算入を制限する規定はないが、もともとの損金算入要件が厳しい。国外に対する利子の支払いに対して 10% の源泉徴収が課されるのも一例である。過少資本税制は厳しい。従来 2:1 の負債資本比率であったものが、2016 年改正で 1.2:1 になった。連結納税制度はない。広範な GAAR がある。

## 3. 行動 4 の負債創出取引への影響

### (1) 台湾

以下のような取引が負債創出取引にあたるとの説明があった。

- ・ 投資家は、買収のためのピークルを設立する。
- ・ 当該ピークルは、投資家、銀行、或いは双方から借入を行う。
- ・ 当該ピークルは、対象法人の株式を取得する。
- ・ 投資家は、当該ピークルに対する出資以外、いかなる負債からも隔離される。
- ・ 買収対象法人の営業キャッシュフローは、利子の支払と元本の返済に利用される。
- ・ 当該ピークルは、営業キャッシュフローを生み出さない。

負債創出取引に係る当該支払い利子の損金算入性について、税源浸食であるとの議論がある。他方、借入契約は実在するものであり、利子の支払は実際に行われているのであるから、法的に損金算入性を否定する根拠がないのではないかとの議論がある。

### (2) シンガポール

負債創出取引の効果は、資産の取得を通じてのみ達成可能である。利用可能な範囲は限定的である。

### (3) 香港

シンガポールと同様に資産の売買を通じてのみ達成可能である。支払利子は、課税所得の創出に関連する支出ではないので、

キャピタルゲインに対する課税もないし、損金算入はできない。

(4) 日本

過少資本税制及び過大支払利子税制以外に支払い利子の損金算入を制限する規定はない。連結納税制度を導入しており、その適用上の計算結果として、損金算入金額に制限が掛かる場合はある。GAARに類似する規定はあるが、適用対象は関連取引だけであり、税務当局は関連者間取引に対して当該規定を適用できるが、第三者間取引には適用できない。

(5) 韓国

レバレッジド・バイアウト事例が紹介された。

買収のためのビークルである内国法人が買収資金を借入、当該借入れに対する利子を内国法人である買収法人からの配当で賄った。

当該配当は内国法人間の配当で源泉徴収の対象とならず、当該ビークルは配当を控除した。買収のためのビークルの親会社は内国法人であるが、当該親会社の親会社はオランダ法人であった。

税務当局は、当該ビークル及び当該ビークルの親会社は導管であり、当該配当は、当該親会社の親会社であるオランダ法人への支払であり、源泉徴収の対象となるとして課税した。

審判所において、納税者が勝訴した。この結果、負債創出取引は租税回避行為とはみなされない。

4 負債創出取引の代替的施策

(1) シンガポール

グループ内ファクタリングが紹介された。保有債権をディスカウントして譲渡し、債権金額と譲渡金額の差額が費用となる。利子に対する損金算入制限がある場合、利用し得る手段かもしれない。

(2) 台湾

連続的購入が紹介された。

最初の買収のためのビークルは事業の遂行を行っていないが、続く買収においては事業を遂行していることにより、買収を行う法人が事業を遂行しているというメリットを有する半面、全体のプランニングが租税回避であるとの指摘を受ける可能性はある。

5 移転価格税制と行動4の関係

(1) シンガポール

独立企業原則の代替として損金算入制限が機能する。

(2) 台湾

過少資本税制は、移転価格税制から独立して適用される。関連取引に対して双方の規定が適用される。移転価格税制は、過少資本税制に先立って適用される。

(3) 香港

基本的な移転価格税制が最近導入された。更に正式なものが近々導入される。国外取引のみならず、国内取引も対象とすることが予定されている。優遇税制を有している国又は地域への支払いに対しては、事前確認は行われない。

(4) 日本

移転価格税制は、支払利子に対して適用されるが、それに対する負債の金額には適用されない。その意味で、各規定は独立して適用されるということが出来る。移転価格税制は、過少資本税制及び過大支払利子税制に先立って適用される。

(5) 韓国

独立企業間利率に関しては、次のいずれかを納税者は選択できる。

イ 以下の要因を考慮した第三者間に適用される利率

- ・ 借入金額
- ・ 借入期間

- ・ 保証の有無
  - ・ 借り手の信用力
- ロ みなし独立企業間利率—セーフハーバールール
- ・ 韓国居住者が貸手の場合は、法人税法の省令に基づく利率（現在 4.6%）。
  - ・ 韓国居住者が借り手の場合は、事業年度末の該当通貨の 12 か月 LIBOR+1.5%、12 ヶ月 LIBOR が無い通貨の場合には事業年度末の米ドルの 12 か月 LIBOR+1.5%。

**ワークショップ 2 : IFA 若手会員による演習**  
〔YIN (Young IFA Network) Seminar〕

〔参加者〕

Judge :

Peter Barnes (Caplin & Drysdale, USA)

YIN Committee Chair :

Sanjay Iyer (Iyer Practice, Singapore)

Participants :

Saurabh Arora (India)

Piotr Klank (Wentworth Chambers,  
Australia)

Mei-Lien Chen (EY, Taiwan)

Sandeep Bagmar (KaarVidhi, India)

**【ワークショップ 2 の概略】**

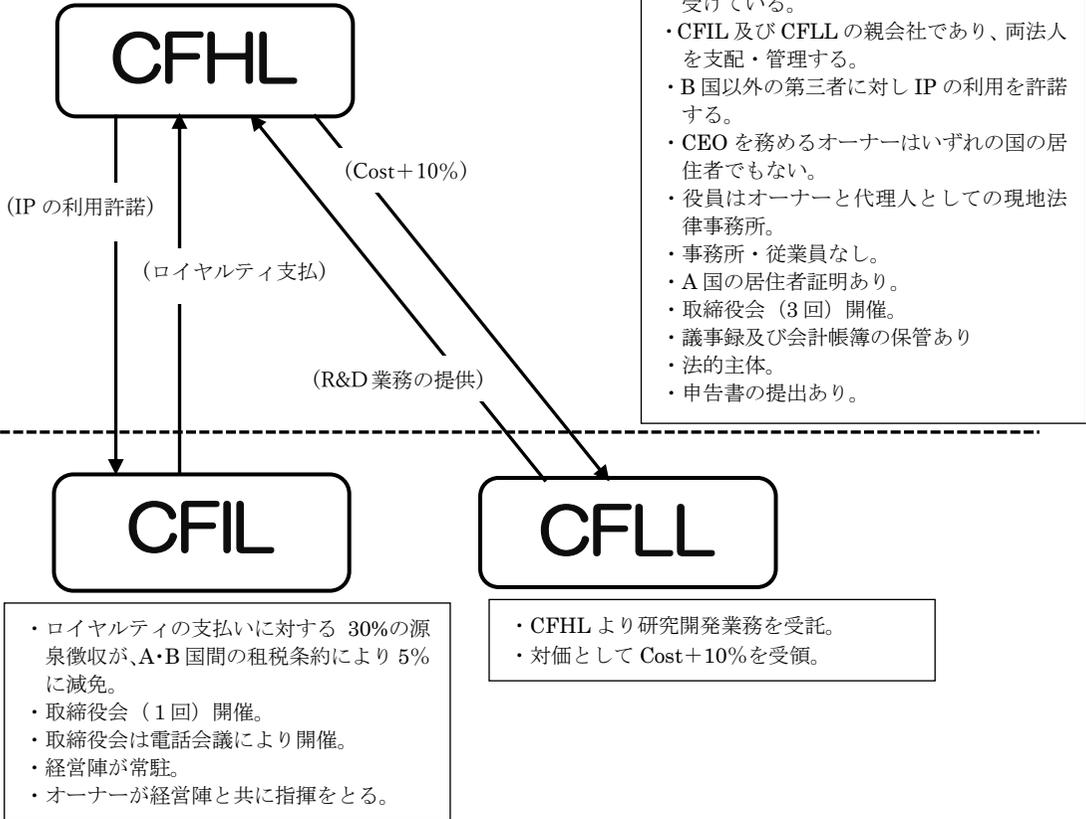
YIN は 35 歳以下の IFA 会員により構成されている。

今回の地域会合においては、下の参考事例について、Peter Barnes 氏が進行役を務め、4 名の参加者が、OECD モデル租税条約、OECD 移転価格ガイド、BEPS 行動計画、各参加者の出身国の国内法・判例を参考に、納税者側及び税務当局側に分かれて意見を述べ、それに対して進行役がコメントする形式で演習が進められた。

1 参考事例

○ 取引図

【A国】 国外所得免除方式・法人所得税率 15%



【B国】 全世界所得課税方式・法人所得税率 30%

○ B 国税務当局による調査結果

- ・ CFIL は CFHL の POEM であり B 国に所在している。よって、CFHL は B 国の居住者であり、A・B 国間の租税条約による源泉徴収税率の減免の適用はなく、その結果、25%(30%-5%)の源泉徴収税額を賦課した。
- ・ CFHL は B 国の居住者であることから、B 国以外で得た IP の利用許諾収入に対しても課税した。
- ・ CFLL は、CFHL に対して価値を創出しており、単純な受託研究開発を行う主体では無い。よって、CFLL が受領する報酬は不十分であり、Cost+25%で算定された税額を課税した。
- ・ Cost+25%の根拠は次のとおり。

B 国の税務当局は CFHL の財務諸表を入手し、CFHL が IP の利用許諾により Cost+25%を得ていたことを把握した。CFHL は、負担したリスクを上回るような事業の運営を行っていないことから、IP の利用許諾から得られる全ての利益は CFLL に帰属すべきである。

○ 争点

- ・ 争点 1 CFHL の実質支配管理地はどこか。
- ・ 争点 2 B 国税務当局が算定した CFLL の研究開発業務に対する対価 (Cost+25%) は妥当か。

## 2 争点1に関する参加者意見及び進行役コメント

### (1) 納税者側意見

双方居住者は、OECD モデル条約4条(3)によれば、POEM が所在する国の居住者とされ、POEM は、OECD モデル条約コメントリーによれば、事業の遂行において必要な、重要な経営上及び商業上の決定が行われる場所とされている。

以下のことから、CFHL は A 国の居住者である

- ・ 意思決定権限は、Director であり取締役会の議長を務めるオーナーにある。
- ・ 経営上の成果を判断する権限はオーナーにある。
- ・ POEM は、経営上の指示事項が実行された場所ではなく、指示が行われた場所である。
- ・ 四回の取締役会のうち、三回が A 国で開かれている。
- ・ オーナーは B 国の居住者では無い。
- ・ B 国のリーダーシップチームは、取締役会に参加するのみで、意思決定権限を有していない。
- ・ 議事録、会計帳簿などは、A 国に保管されている。

### (2) 納税者側意見に対する進行役コメント

納税者側意見の基礎となった、取締役会の開催場所や議事録の保管場所は単なる手続き上の話であって、日々のマネジメントは A 国では行われていない。POEM を決定するためには、現実に意思決定を行う能力を有しているのは誰かなどの実質を検討する必要がある。

BEPS の観点からすると、誰がリスクをマネジメントする能力を有しているかがポイントである。CFHL は IP のライセンシングを行うのみであるが、CFLL のプラントマネージャーは毎日 B 国においてフルタイムで働いており、形式的な意味での

Effective management の提供では無く、実際に Effective management を遂行する能力は B 国にあると言える点についても考慮すべきであるとコメントした。

### (3) 税務署側意見

OECD モデル条約上、双方居住者に関する相互協議において検討することとされている要素は次のとおりである。

- ・ 取締役会が通常開催される場所
- ・ CEO 及び他の上級役員が通常その活動を行う場所
- ・ 上級役員が日々の人事管理を行う場所
- ・ 本店が所在する場所
- ・ 会計帳簿の保管場所

また、インドのガイドライン<sup>(19)</sup>、オーストラリアのルーリング<sup>(20)</sup>、過去の判例によれば<sup>(21)</sup>、POEM は Central management and control が行われている場所であり、単に本店所在地及び会計帳簿の保管場所によるものではないとされている。

本事例では、CFHL の事業は IP の所有であり、マネジメントとコントロールに関して決定する事項は、IP の創造、IP を創造するための資金調達、IP の第三者に対するライセンスに関する方針である。

方針の決定者はオーナーとリーダーシップチームであり、取締役となっている A 国の法律事務所は、方針決定過程における真の決定権限は有しておらず、リーダーシップチームは B 国に所在している。

以上の点から、CFHL の POEM は B 国にある。

### (4) 税務署側意見に対する進行役コメント

インドのガイドラインは、受動的所得の割合、インド国内に所在する資産の割合、全従業員に占めるインド居住者の割合などを指標とするなど形式的であり、より、法的主体の性格を重視する必要があること、また、ガイドラインが必要な経営上及び商業上の決定を実際に行う個人を重視するこ

とは、取締役会の **management and control** の機能を考慮しないことを意味するのではないかとコメントがあった。

更に、POEM が B 国対 B 国以外の国という構図で争われた場合、納税者側が POEM は B 国以外であると主張することは容易であるとのコメントがあった。

### 3 争点2に関する参加者意見及び進行役コメント

#### (1) 納税者側意見

グループ法人間の利益の配分は、2016年に承認された OECD 移転価格ガイドラインによれば、各法人の機能、リスク、資産に応じて行われる。

機能については、CFHL のオーナーがリスクをコントロールしている。オーナーは、グループの重要な意思決定を行うためにリーダーシップチームとともに取締役会に参加し、日々のオペレーションを CFLL の専門スタッフとともに実行している。オーナーの意思決定は、リーダーシップチーム及び専門スタッフの意見を聞いたうえで行われている。

リスクについては、IP の所有者である CFHL には、研究開発が失敗するリスク、第三者に対する IP のライセンス付与に関する訴訟リスクがある。

財務能力については、CFHL は十分な資本を有しており、IP のライセンスを付与された第三者からの利用料収入を得ている。

以上のことから、CFHL が得ることのできる **Arm's length profit** には利益の分配、リスク調整にかかるリターン、リスクフリーリターンが含まれる。従って、CFHL に利益が残らない **Cost+25%** は妥当ではない。

#### (2) 納税者側意見に対する進行役コメント

納税者側意見は **Cost+10%** の正当性を主張するものではなく、税務当局側が認定

した **Cost+25%** について反証するものであるが、IP の研究開発が全て B 国の CFLL で行われている場合には、IP のライセンスによる利益の全てを CFLL が受け取るべきとする観点からの検討も必要であるとコメントした。

他に検討すべき事項として、契約書上、CFHL が研究開発を取りやめた場合に CFLL が負担した費用は補填されることとなっているか否か、CFHL が借入に関して生じたリスクに対応する適切な資産を有しているか否かなどを挙げた。

#### (3) 税務署側意見

IP のライセンスによる所得は、法的所有者である CFHL と IP の開発、強化、維持、保護、利用を行った CFLL に配分される。

所得の配分を決定する際に参考とした、BEPS 行動計画 8~10 で示された移転価格ガイドラインの改訂事項は次のとおり。

- ・ 無形資産の法的所有自体は、無形資産の使用から得る利益を最終的に維持する権利を与えない。
- ・ 法的所有者が最終的に維持し、又は法的所有者に帰属する利益は、法的所有者が果たす機能、使用する資産及び引き受けるリスクによる。
- ・ 資金を提供する当事者は、単に資金提供を行った結果として、追加資金の必要性を生じさせた特定のリスクを引き受けることにはならない。
- ・ リスクは、最も多くのコントロールを行っている関連者又は関連企業グループに配分されるべきである。
- ・ 別の場所でなされた決定を正式に承認するために召集する会議や、意思決定に関連する取締役会の議事録、及び文書への署名の形で意思決定の結果を単に形式上整えることも、あるいは、リスクに関連するポリシーの枠組みを決定することも、リスクのコントロールを証明するに

十分な意思決定機能の実行とは認められない。

上記の考え方にに基づき、CFHLとCFLLの機能を整理すると次の表のとおりとなり、CFLLがIPに関連するリスクをコントロールしており、CFHLはリスクフリーリターンのみを得る資格を有するのみである。よって、IPをライセンスすることで得られる利益はCFLLに残されるべきであり、Cost+25%が妥当である。

CFHLとCFLLの機能

CFHL	CFLL
IPを取得	IPの開発
顧客との契約締結	IPの改良
CFLLとの役務提供に関する契約締結	IPの維持
	IPの保護
	IPの使用

(4) 税務署側意見に対する進行役コメント

Cost+25%は、CFHLに利益が全く残らないことになる。CFHLに配分される利益の算定にあたっては、以下の点について検討が必要であるとのコメントがあった。

研究開発契約上、CFHLが研究開発を取りやめた場合に、CFLLが負った費用、損失をCFHLが負担することが明らかになっており、CFHLにそれらを負担する財務能力がある場合には、CFHLにおいて多くの価値が生み出されたと考えられること。

CFHLがCFLLのリーダーシップグループの意見をもとに意思決定を行っているとしても、CFHLには、意見をふるいにかける能力があること。

(1) Tax Administration Assistance Act

(2) スイス国内で不法に盗みだされたデータに基づく外国税務当局からの情報交換要請に対して、スイス税務当局が行った情報提供決定を無効とする連邦最高裁判決(2C\_1000/2015)が出されている。

(3) 2C\_893/2015

(4) 新たな基準においては、知的財産に対する優遇措置は、R&D活動に係る費用に応じたものとなっていなければならない。

(5) オランダ、香港、ポルトガル、ニュージーランド、米国\*、スウェーデン、英国、ドイツ、チリ、スロベニア\*、ベルギー\*、ラトビア\*、オーストリア\* (\*は未発効国)

(6) 関連者間で活動を分けることによるPE認定を回避する行動に対抗するルール。

(7) 既得権に基づき、新しい規則の対象外とする規定。

(8) 関連者間で細分化された事業を一体として運営される事業ととらえる解釈。

(9) OECDの公表によると、2017年6月7日に67カ国・地域がMLIに署名を行った。アジア・太平洋地域で署名を行ったのは、豪州、中国(香港含む)、インド、インドネシア、日本、韓国、ニュージーランド、パキスタン、シンガポール(アルファベット順)である。

(<http://www.oecd.org/tax/treaties/multilateral-convention-to-implement-tax-treaty-related-measures-to-prevent-beps.htm>)

(10) Syarikat Ibraco-Peremba Sdn Bhd v Ketua Pengarah Hasil Dalam Negeri, Civil Appeal No: W-01-177-04/2013

(11) Income Tax Act, Section 144BA

(12) Brown and Sharpe Inc. v. Commissioner of Income Tax, No.-219 of 2014

(13) Adobe Systems Incorporated v. Assistant Director of Income Tax and Anr. W.P.(c) 2384/2013&CM4515/2013, W.P.(c)2385/1023&CM4517/2013, W.P.(c)2390/2013&CM4523/2013

(14) Formula One World Championships Ltd. v. Commissioner of Income Tax, No.3849 of 2017, 3850 of 2017, 3851 of 2017

(15) Crain UK Holdings Limited v Deputy Commissioner of Income Tax, ITA No. 1669 /Del/2016

(16) 改正後の国内法は、1962年4月1日以後の譲渡に遡及適用される規定となっている。また、インド・英国租税条約においては、キャピタルゲインに対する課税はそれぞれの国の国内法に基づ

---

くと規定されている。

- (17) *Comptroller of Income Tax v AQQ* [2014] SGCA 15
- (18) 欠損金額の繰越しは、9年間可能。
- (19) Circular No. 6, 2017 (Central Board of Direct Taxes Guidelines dated January 24<sup>th</sup> 2017)
- (20) TR 2017/D2 (Australian Tax Office Draft Tax Ruling dated March 29<sup>th</sup> 2017)
- (21) *The Calcutta Jute Mills v. Nicholson* (1876) 1 TC 83, *The Cesena Sulphur Company v. Nicholson* (1876) 1 TC 88, *Egyptian Delta Land & Investment Co. Ltd v. Todd* (1926-28) 14 TC 119, *Unit Construction Co. Ltd v. Bullock* (1960) AC 351, *De Beers Consolidated Mines v. Howe* (1906) 5 TC 198, *Bywater Investments Limited & Ors v. Commissioner of Taxation* (2016) ATC 20-589, *Hua Wang Bank Berhad v. Commissioner of Taxation* (2016) HCA 45